



すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、安心してくらせるまちをめざして

草加市男女共同参画プラン 2021

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)



令和3年3月
草加市



はじめに

草加市では、平成 16 年(2004 年)に制定した「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、市民、事業者、市民団体、市の協働による男女共同参画の推進に対する体制を整備するとともに、平成 28 年(2016 年)3 月に策定した「草加市男女共同参画プラン 2016」に基づき、様々な施策を展開してきました。



この間、あらゆる分野における女性の活躍を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の施行や、他の先進国と比べて低い水準にある女性の議会への参画を促進する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行される等、国においても男女共同参画社会実現のための法整備が進んでいます。その一方で、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、人々の価値観や働き方、経済等に多大な影響を与え、社会は大きな変革期を迎えているところです。

このような状況を踏まえ、新たに令和 3 年度(2021 年度)からの 5 年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン 2021」を策定いたしました。本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で規定する市町村推進計画を兼ねた計画としております。また、令和 2 年(2020 年)6 月に制定した「草加市人権尊重都市宣言」の趣旨に基づき、差別や偏見等による人権侵害のない社会の実現、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現を目指す内容となっております。

本計画に基づき、本市が「すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、安心してくらせるまち」となり、近い未来に「男女共同参画」という言葉が不要な社会となりますよう、引き続き、皆様と共に各施策の積極的な推進に努めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、長期にわたりご審議を重ねご提言をいただきました草加市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、男女共同参画アンケート等を通じて貴重なご意見、ご協力を賜りました多くの市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和 3 年(2021 年)3 月

草加市長 永井昌也

《目次》

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付けと性格	3
3 計画の期間	5
4 計画の背景	5
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の基本理念	10
2 計画の基本目標	12
3 計画の体系図	14
成果指標一覧	16
第3章 施策の展開	19
基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着	21
基本方針1 男女共同参画の理解促進	22
施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発	25
施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発	27
基本方針2 教育・学習機会の充実	28
施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実	30
基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ...	33
基本方針1 働く場での男女共同参画の推進	34
施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ	36
基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進	38
施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援	40
施策6 子育てと介護への支援	41
基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	44
施策7 市及び企業等における女性登用の促進	46

基本目標3 安心・安全なくらしの実現	49
基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援.....	50
施策8 暴力根絶のための予防啓発	52
施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保	53
施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援	54
施策11 虐待の早期発見と支援	55
基本方針2 いつでも誰もが安心してくらせるまちづくり	56
施策12 生涯を通じた健康づくりの支援	58
施策13 非常時に備えた男女共同参画の推進	61
基本目標4 計画の推進	63
基本方針1 推進体制の充実	64
施策14 男女共同参画プランの進行管理	66
資料編	67
1 「草加市男女共同参画プラン2021」策定の経過	68
2 草加市男女共同参画審議会委員名簿	69
3 関連法・条例等	70
4 用語解説	114

※本プラン中、用語解説のある語句の初出個所に*印を付しています。

«表紙デザインについて»

草加市では、市政15周年記念に市民公募により市の花を「キク」と制定しました。市内の谷塚・新田地区では、夏菊や秋菊の栽培が盛んで、多くの品種があり、花色は美しく多彩です。菊の花のような豊かな多様性を認め合い、一人一人が自分らしく輝ける社会を目指したいとの想いを表現しました。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、これまでくらしの中にある男女の差別や格差を解消し、すべての人が性別にかかわりなく支え合い、協力し合って、誰もがくらしやすい社会である男女共同参画社会*をつくることを目指し、計画的に施策を進めてきました。平成16年(2004年)9月に「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成28年(2016年)3月には「草加市男女共同参画プラン2016」を策定し、男女共同参画を推進しているところです。

この「草加市男女共同参画プラン2021」は、現行のプラン2016の期間が満了となることから、施策に対する本市の取組、男女共同参画アンケート結果、男女共同参画審議会による達成状況の評価等に基づき、国や県の課題認識、関係する法制度や国際的な動向等を勘案し、本市が男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付けと性格

(1) 根拠となる法や条例、計画等との整合

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、草加市が男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」並びに埼玉県の「男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案するとともに、草加市の最高規範である、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を尊重し、パートナーシップによるまちづくりを進めることを基本とします。

(2) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進計画」の包含

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」第2条の3第3項に定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）*第6条第2項に定める「市町村計画」を一体的に併せて策定します。

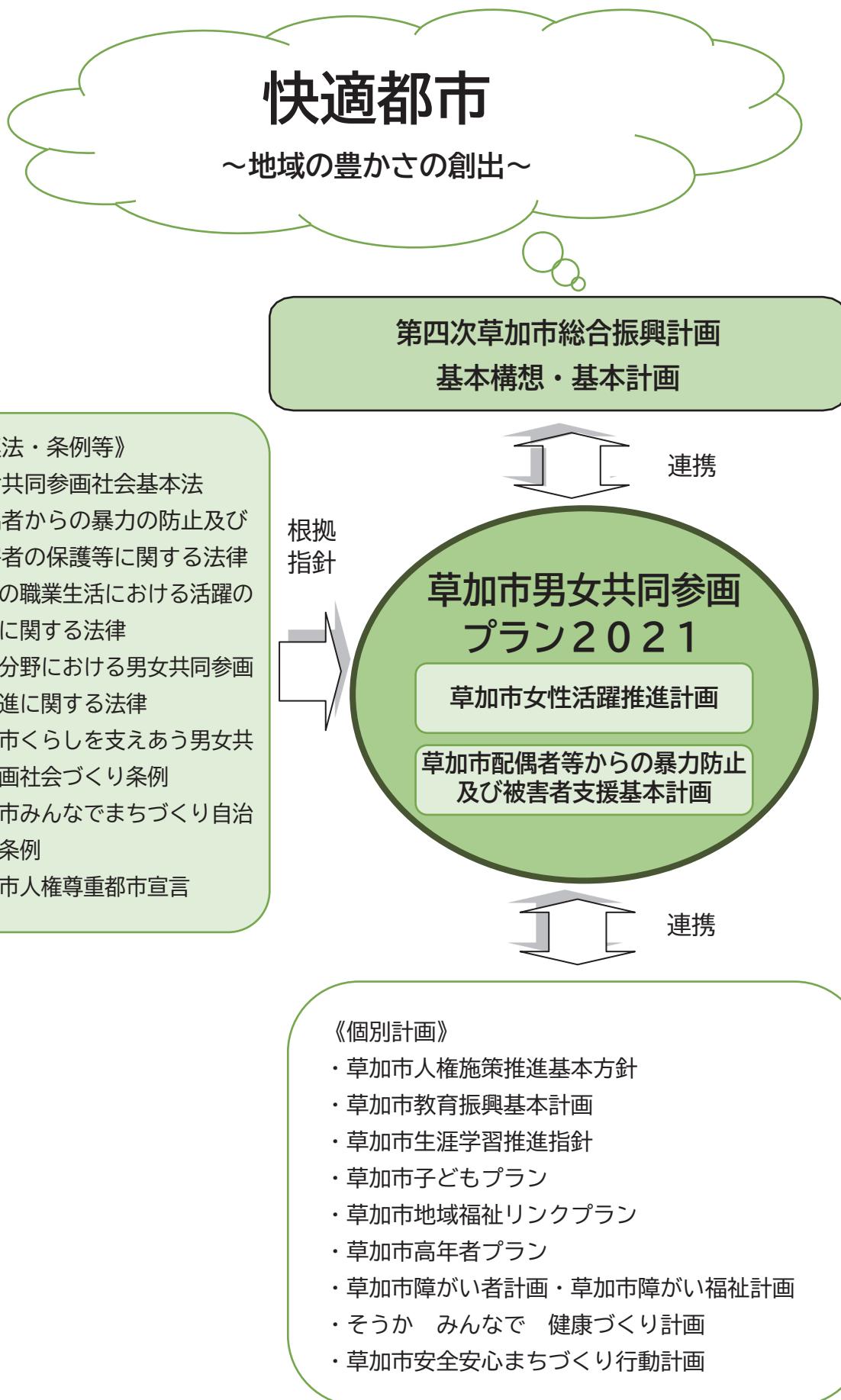
(3) 「第四次草加市総合振興計画」及び個別計画との連携

草加市のまちづくりを計画的に進めていく最も基本的な指針が「第四次草加市総合振興計画」です。この基本構想では、草加市の将来像として「快適都市～地域の豊かさの創出～」を掲げ、将来像の実現を目指し、基本計画においては、本市のすべての施策を体系化しています。

男女共同参画社会づくりは「快適都市」に欠かすことのできない要素であり、男女共同参画社会を実現するには、様々な分野にわたり複雑に絡み合う課題への取組が必要なため、人権、生涯学習、福祉、子育て、健康づくり等、「第四次草加市総合振興計画」の中でも特に男女共同参画社会づくりと関係の深い施策・事業や個別計画との連携を図ります。

(4) 市民、事業者、市民団体、市の責務を意識

草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例は、前文で「男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていく」と宣言し、第4条から第7条で、市の責務を明示するとともに、市民、事業者、市民団体それについても責務を示しています。男女共同参画社会づくりは、市だけでなく、市民、事業者、市民団体等、市を構成する全員が協働して取り組む必要があります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直しを行い、新たな施策や課題解決に向けた取組等、常に改善を図っていきます。

4 計画の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、国連憲章や世界人権宣言等で、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、昭和21年(1946年)には婦人の地位委員会を設置しました。さらに、昭和50年(1975年)を国際婦人年と定め、メキシコシティで開催された世界婦人年世界会議において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、翌昭和51年(1976年)から10年間を「国連婦人の10年」と定め、世界的に女性の地位向上、男女平等を目指して取り組んできました。昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)*が国連総会で、昭和60年(1985年)には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」がナイロビ世界会議で採択されました。

平成7年(1995年)には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに北京で第4回世界女性会議が開催され、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。この宣言及び行動綱領は、女性の貧困、教育と訓練、健康等12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメント*を推進するためのアジェンダ(予定表)を記載しており、現在まで、男女共同参画・女性活躍のための活動の国際的基準となっています。これを記念して、5年ごとに過去5年間の進捗と今後の課題を世界全体で振り返る取組が行われています。

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、「持続可能な開発目標」(SDGs*)が採択されました。将来世代に持続可能な地球環境と経済・社会を残していくため、令和12年(2030年)までにすべての国が取り組むべき17の国際目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」をスローガンに、男女間を含むあらゆる格差や不平等を解消することを目指すものです。持続可能な社会の実現に向け、先進国も含め各国で取組が進んでいます。

現在、新型コロナウイルス感染症*の世界的流行に伴い、世界各地で、DVや虐待、貧困が問題となっており、国連機関より各国政府に対応が求められています。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 日本の動き

日本における男女共同参画社会づくりは、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取組とも連動しながら進められてきました。

昭和 50 年(1975 年)、国際婦人年の動きを受けて内閣総理大臣を長とする婦人問題企画推進本部を設置しました。昭和 52 年(1977 年)には、メキシコシティの世界行動計画を受けて「国内行動計画」を決定し、男女雇用機会均等法*の制定、国籍法の改正、家庭科の男女共修等の国内法や制度等の整備を進め、昭和 60 年(1985 年)に女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 6 年(1994 年)には、内閣総理大臣を本部長、本部員を全閣僚とする男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会を設置しました。平成 8 年(1996 年)には、男女共同参画社会の実現を目指す「男女共同参画 2000 年プラン」を本部決定しました。

平成 11 年(1999 年)6 月には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会の最重要課題と位置付けられました。

平成 13 年(2001 年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、4 度にわたる改正で、内容が拡充されてきています。また、市町村に対しても、配偶者からの暴力の防止に関する基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター*の設置が努力義務化されました。

平成 19 年(2007 年)12 月、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となった取組が進められています。

平成 27 年(2015 年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。同法では、民間事業主に事業主行動計画の策定を義務付けるとともに、都道府県及び市町村は、政府の基本方針等を勘案した計画を策定することが努力義務とされました。令和元年(2019 年)の法改正により、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が示されました。

同年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、令和 2 年(2020 年)には、前計画を見直し、「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定等、男女共同参画社会づくりに向けた取組が進められています。

平成 30 年(2018 年)には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、男女の候補者数ができるかぎり均等となることを目指しており、女性の政治参画推進の動きが高まっています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、昭和 55 年(1980 年)に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和 61 年(1986 年)に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成 7 年(1995 年)には 21 世紀を展望した女性行政の第 3 次総合計画となる「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成 12 年(2000 年)には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、この年の 10 月には、条例に基づく男女共同参画苦情処理機関を設置しました。

平成 14 年(2002 年)には、第 4 次計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定するとともに、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)」を開設しました。

平成 18 年(2006 年)には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援までの施策を総合的に推進する体制を整え、取組を進めています。

平成 20 年(2008 年)には、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、With You さいたま内に「埼玉県女性キャリアセンター」を開設しました。

平成 24 年(2012 年)には、「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成 24 年度(2012 年度)～平成 28 年度(2016 年度)) を策定したほか、ウーマノミクス課を設置して働く場における女性の活躍を支援しています。

平成 29 年度(2017 年度)には、「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成 29 年度(2017 年度)～平成 33 年度(2021 年度)) 及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 4 次)」(平成 29 年度(2017 年度)～平成 33 年度(2021 年度)) を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

(4) 草加市の取組

本市では、昭和 57 年(1982 年)に福祉部門に婦人行政担当を設け、女性の地位向上に向けた取組を始めました。昭和 60 年(1985 年)には、草加市婦人問題協議会(のちに「草加市女性問題協議会」に改称)とともに、「草加市女性問題庁内連絡会議」を設置しました。

平成元年(1989 年)に第 1 期「草加市女性行動計画－男女共同参画社会を目指す草加プラン」、平成 8 年(1996 年)に第 2 期「草加市女性行動計画－男女共同参画社会の実現をめざして」を策定、平成 11 年(1999 年)には、「草加市男女共同参画行政推進会議」を組織し、庁内推進体制を整備しました。平成 12 年(2000 年)には、市に管理が移管され、改装した草加市文化会館に男女共同参画の拠点施設の機能を位置付け、図書資料室を「草加市男女共同参画さわやかサロン」として活用を始めました。

平成 13 年(2001 年)には、「草加市男女共同参画プラン 2001－くらしを支えあう男

第1章 計画の策定にあたって

「女共同参画社会の実現をめざして」を草加市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の指針として策定しました。

さらに、平成16年(2004年)10月1日、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例は、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会づくりを、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくことを目指しています。

平成18年(2006年)11月には、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、平成22年度(2010年度)までの5年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン2006」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の総合的な取組を進めてきました。

平成23年(2011年)には、平成27年度(2015年度)までの5年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン2011」を策定し、より統括的な男女共同参画社会づくりを進めるための取組を行ってきました。また、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を男女共同参画プランの中に位置付け、平成23年(2011年)7月からは配偶者暴力相談支援センターを設置する等、DV防止及び被害者の支援にも力を入れています。

令和2年(2020年)6月には、「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、「差別や偏見等による人権侵害のない社会の実現」や「多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」を謳い、男女共同参画社会づくりのより一層の推進を図っています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

**すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、
安心してくらせるまちをめざして**

本市は、性別にかかわりなく、すべての人が個人として尊重され、個性や能力を發揮しながら、その人が望む生き方を実現するとともに、誰もが尊厳を保ち、安心してくらせるまちづくりを目指します。

この基本理念は、本市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画に掲げる将来像「快適都市～地域の豊かさの創出～」及び関連法・条例等を踏まえたものです。また、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」(平成16年(2004年)施行)の次の6つの基本理念に基づくものであり、市民、事業者、市民団体、市が一丸となって、男女共同参画社会づくりを推進します。

【参考】「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」の基本理念

- 1 性別にかかわらない個人としての人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し
- 3 性別を問わず共同して参画できる機会の確保
- 4 家庭生活と仕事や地域活動等の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的動向との協調



2 計画の基本目標

前述の基本理念のもと、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

性別にかかわりなく、誰もが家庭や地域、職場等、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指して、「男性は仕事、女性は家庭」といった言葉に代表される固定的な性別役割分担意識*を解消し、市民一人一人が男女共同参画の重要性や意義を理解できるよう、意識啓発を進めます。また、外国籍市民や性的少数者*を含め、多様な人々について正しい理解を促し、地域全体で多様性を尊重する環境づくりを進めます。

市民の意識啓発のためには、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であることから、幼児教育や学校教育の場において、男女平等や個性を尊重する大切さを身につける教育活動を推進します。加えて、生涯を通じて男女共同参画について学び、理解を深める機会を充実します。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

すべての人が、仕事、家庭、地域、個人の自己啓発等の様々な活動について、自ら希望するバランスを実現できるよう、企業や関係機関等と連携し、働く場における男女間の均等な機会や待遇の確保、長時間労働を前提とした働き方の見直し等、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。こうした職場を中心とした働き方改革に加え、就労の有無にかかわらず、個人の希望や多様なライフスタイル*に応じて、一人一人に合った自分らしいくらしを実現できるよう、子育てや介護支援を展開します。

また、政治、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性参画を推進するため、市の政策・方針決定過程における女性の参画拡大、企業等における女性登用の促進を図ります。

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

配偶者等からの暴力を根絶するため、若年層をはじめとした市民の意識啓発により、地域全体で暴力を許さない意識を高めるとともに、被害者の相談対応や安全確保、自立支援を図ります。また、配偶者等からの暴力と密接に関連する児童虐待への対応を強化します。

男女が互いを理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる気持ちを持って生きていくため、特に女性については、子どもを産む・産まないにかかわらず、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージ*に応じた適切な健康管理を進めるとともに、男女の性差に応じた健康保持増進を総合的に推進します。

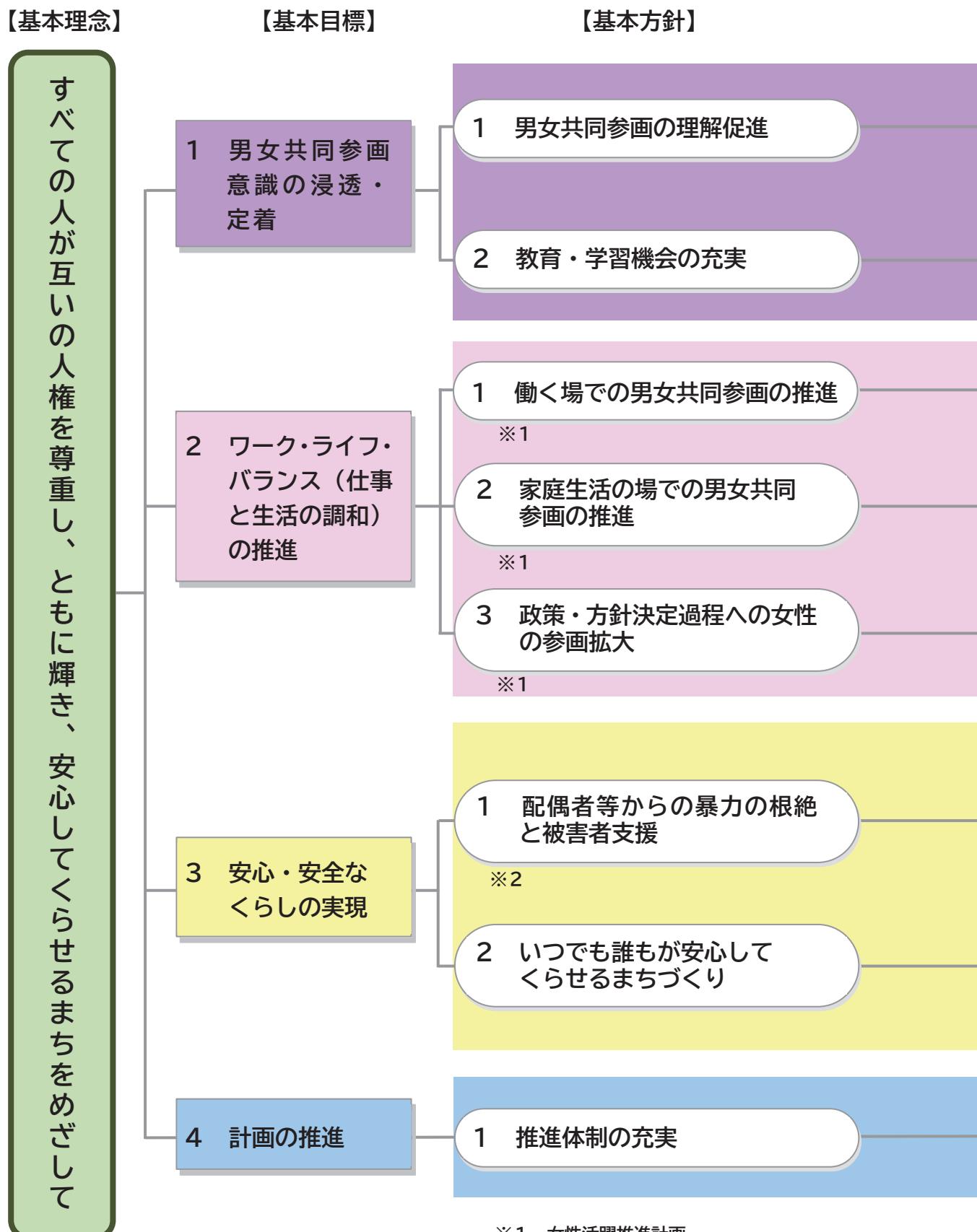
さらに、非常時における困難を軽減するため、災害対応における男女共同参画の視点を取り入れるとともに、性犯罪や性暴力を許さないまちづくりを進めます。

基本目標4 計画の推進

様々な分野にわたる本計画を着実に推進していくために、行政の横断的な推進体制をはじめ、男女共同参画審議会、関係機関や市民団体、国や県等と連携していきます。

また、本計画に定めた内容について定期的に評価を行い、達成・進捗状況を公表し、市民、事業者、市民団体の理解と協力の下に計画を推進していきます。

3 計画の体系図



【施策】	【成果指標】
施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発	男女の地位に関する平等感の割合
施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実	小中学生の人の気持ちへの理解度
施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ	仕事と生活のバランス －理想と現状の一致割合－
施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援 施策6 子育てと介護への支援	男女共同参画の取組実践割合
施策7 市及び企業等における女性登用の促進	女性管理職割合
施策8 暴力根絶のための予防啓発 施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援 施策11 虐待の早期発見と支援	DV被害者の相談割合 －どこにも相談していない人－
施策12 生涯を通じた健康づくりの支援 施策13 非常に備えた男女共同参画の推進	自立して健康に生活できる期間
施策14 男女共同参画プランの進行管理	本プランの認知度

(注) 次ページに基本方針ごとの成果指標の詳細（一覧表）を記載しています。

成果指標一覧

成果指標	実績値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着		
基本方針1 男女共同参画の理解促進		
施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発		
施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発		
(市民意識調査) 「あなたは、男女の地位は平等になっていると思いませんか」の質問に「平等」と回答した人の割合	16.7%	20.0%
基本方針2 教育・学習機会の充実		
施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実		
(第三次草加市教育振興基本計画〔令和2年度～令和5年度〕) 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いませんか」の質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（小・中別）	小学校 95.7% 中学校 95.1%	小学校 97.0% 中学校 97.0%
基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進		
基本方針1 働く場での男女共同参画の推進		
施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ		
(男女共同参画アンケート) 仕事と生活のバランスについて、理想と現状が一致している人の割合	39.2%	43.0%
基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進		
施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援		
施策6 子育てと介護への支援		
(市民意識調査) 「あなたが、日頃から行っている性別にとらわれない男女共同参画の取組を教えてください」の質問に「特がない」と回答した人の割合	50.8%	45.0%

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
施策7 市及び企業等における女性登用の促進			
(男女共同参画年次報告書・男女共同参画アンケート企業・事業所調査結果を基に算出) 女性管理職割合（市職員、民間）	市職員 16.4% 市内民間企業 13.0%	市職員 20.0% 市内民間企業 15.0%	
基本目標3 安心・安全なくらしの実現			
基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援			
施策8 暴力根絶のための予防啓発			
施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保			
施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援			
施策11 虐待の早期発見と支援			
(男女共同参画アンケート) DV被害を受けたことがある人のうち、「どこにも相談していない」と回答した人の割合	69.0%	65.0%	
基本方針2 いつでも誰もが安心してくらせるまちづくり			
施策12 生涯を通じた健康づくりの支援			
施策13 非常に備えた男女共同参画の推進			
(そうか みんなで 健康づくり計画（第2次）〔令和2年度～令和6年度〕) 「健康寿命（65歳に達した人が自立して健康に生活できる期間）（男女別）」	男性 17.43年 女性 20.36年	男性 17.79年 女性 20.40年	
基本目標4 計画の推進			
基本方針1 推進体制の充実			
施策14 男女共同参画プランの進行管理			
(男女共同参画アンケート) 「草加市男女共同参画プラン」の認知度	14.6%	20.0%	

第3章 施策の展開

施策の展開の見方

本章では、基本目標ごとに現状と課題を整理した上で、各施策の方向性及び具体的取組や個別事業を示します。また、男女共同参画社会を実現するためには、市民、事業者、市民団体の皆様の自発的な取組が大切であることから、参考として、それぞれの取組を例示します。

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

1-1 家庭や地域への意識啓発と参画推進

性別にかかわりなく家事、子育て、介護等、家庭における役割を担うための意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、町会や自治会等の地縁ア活動等、様々な地域活動に、性別にかかわらずより多くの市民が参加しやすい環境づくりを進めます。

施策の方向性を記載しています。

具体的な取組	対応する個別事業	担当課
固定的な性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催		
性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進		
地域活動における男女共同参画の積極的な推進		
町会・自治会等、地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進	町会・自治会活動促進事業	
まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進	地区まちづくり推進事業 市民活動促進事業	みんなでまちづくり課
地域活動における男女共同参画の積極的な推進	コミュニティセンター管理事業	

「男女共同参画プラン2021」における草加市の取組を示します。

「具体的な取組」に対応する、草加市総合振興計画基本構想・基本計画に基づく個別事業を示します。

基本目標ごとに、市民、事業者、市民団体に期待される取組を例示します。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

基本方針1 男女共同参画の理解促進

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

基本方針2 教育・学習機会の充実

施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習
の充実

【成果指標】

成果指標	実績値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
「あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか」の質問に「平等」と回答した人の割合 (市民意識調査)	16.7%	20.0%
「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」の質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合(小・中別) (第三次草加市教育振興基本計画〔令和2年度～令和5年度〕)	小学校 95.7% 中学校 95.1%	小学校 97.0% 中学校 97.0%

基本方針1 男女共同参画の理解促進

【現状と課題】

性別にかかわりなく、その人の意欲に応じて、家庭や地域、職場等、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指すことは、一人一人の豊かな人生を実現することにつながります。

令和元年度に実施した「草加市男女共同参画アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）によれば、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方に対する「同感しない」という回答が半数を超えており、特に女性は約6割を占めています。しかし、家庭における男女の役割分担の状況をみると、家事や育児をはじめ、いずれの項目も女性が担う割合が高くなっています。また、地域活動への参加状況については、町会や自治会の活動、保護者会やPTA活動等、女性の参加割合が高い傾向がみられます。

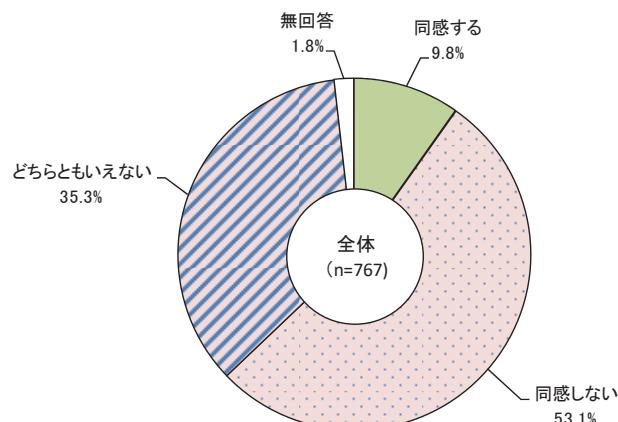
男女共同参画社会を実現するには、市民一人一人の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域における役割を担い合うことが重要であり、意識啓発や参加しやすい環境づくりが課題となっています。

現在、インターネットやテレビ等、様々なメディアが市民の意識や生活に大きな影響を与えており、不適切な性・暴力表現を防止することが必要です。

また、本市には外国籍市民も多くくらしており、特に外国籍の女性は、言語や文化、価値観等の違いに加え、経済面や健康面等、複合的に困難な状況におかれがちであるため、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。さらに、性的指向*や性自認*により社会的困難を抱える人が自分らしくくらせる社会としていくことが注目されています。

このように、多様な人々についての正しい理解を促し、地域全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが重要です。

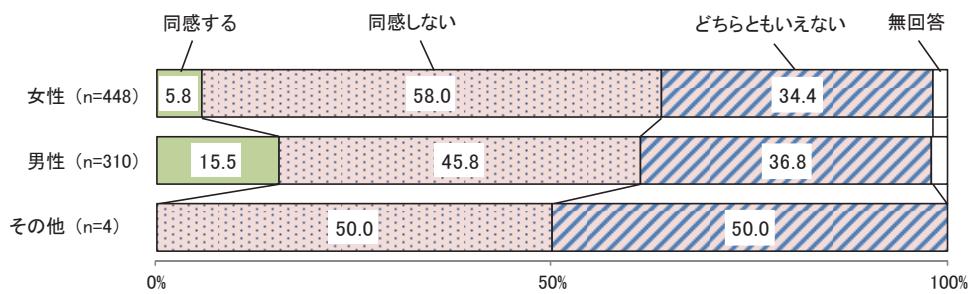
図1 性別による役割分担の考え方（全体）



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

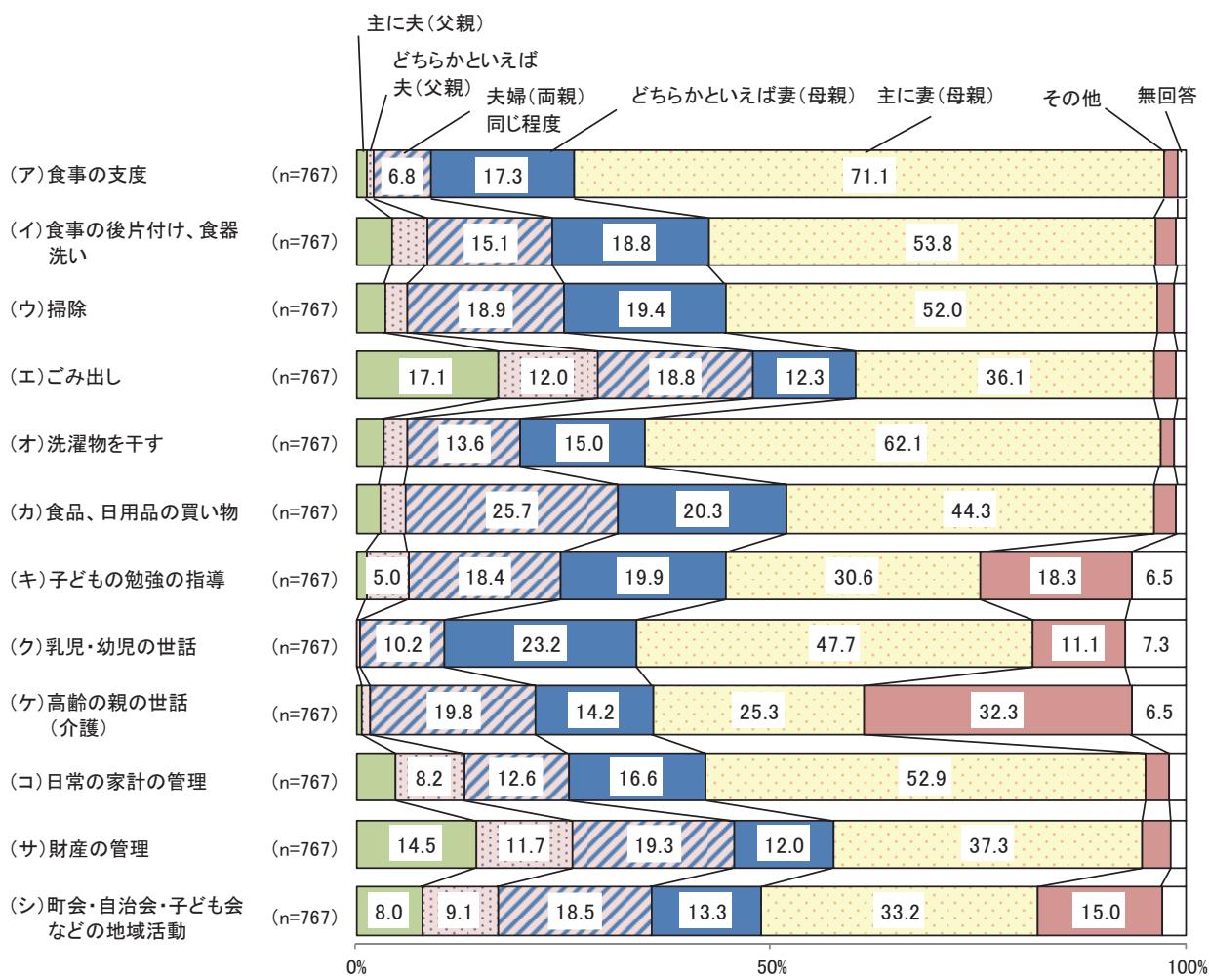
基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

図 2 性別による役割分担の考え方（性別）



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

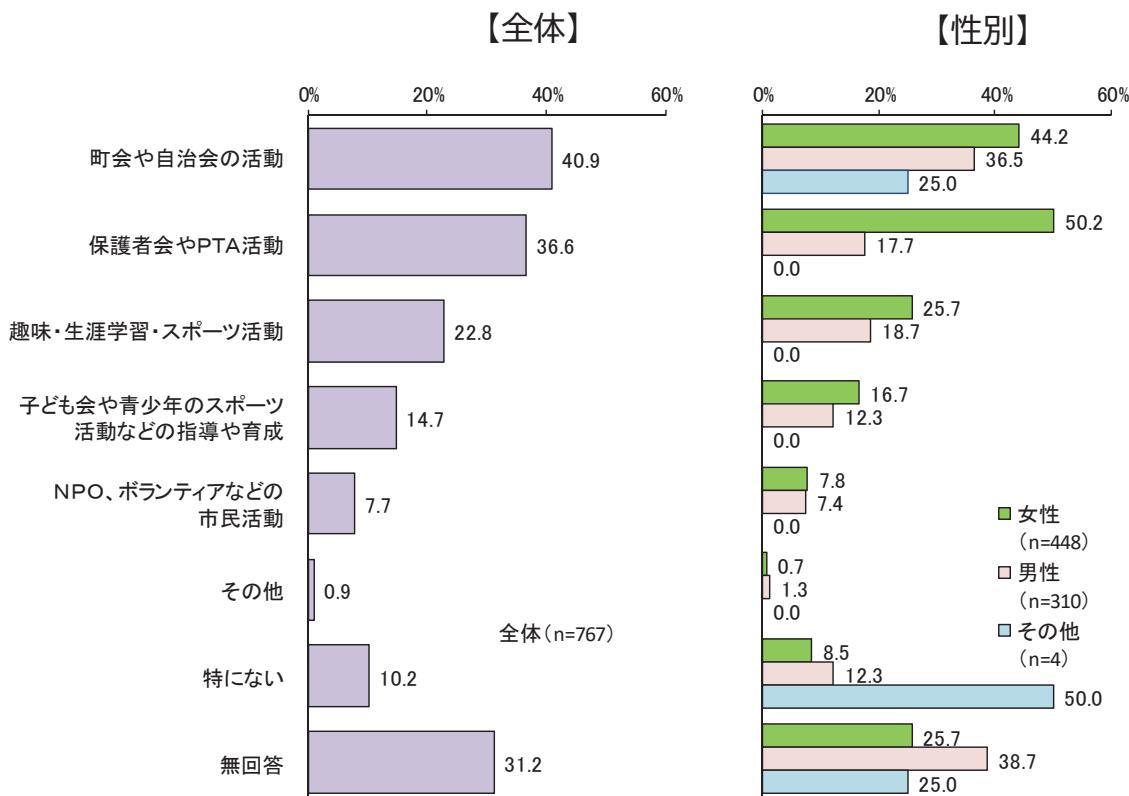
図 3 家庭における男女の役割分担の状況



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

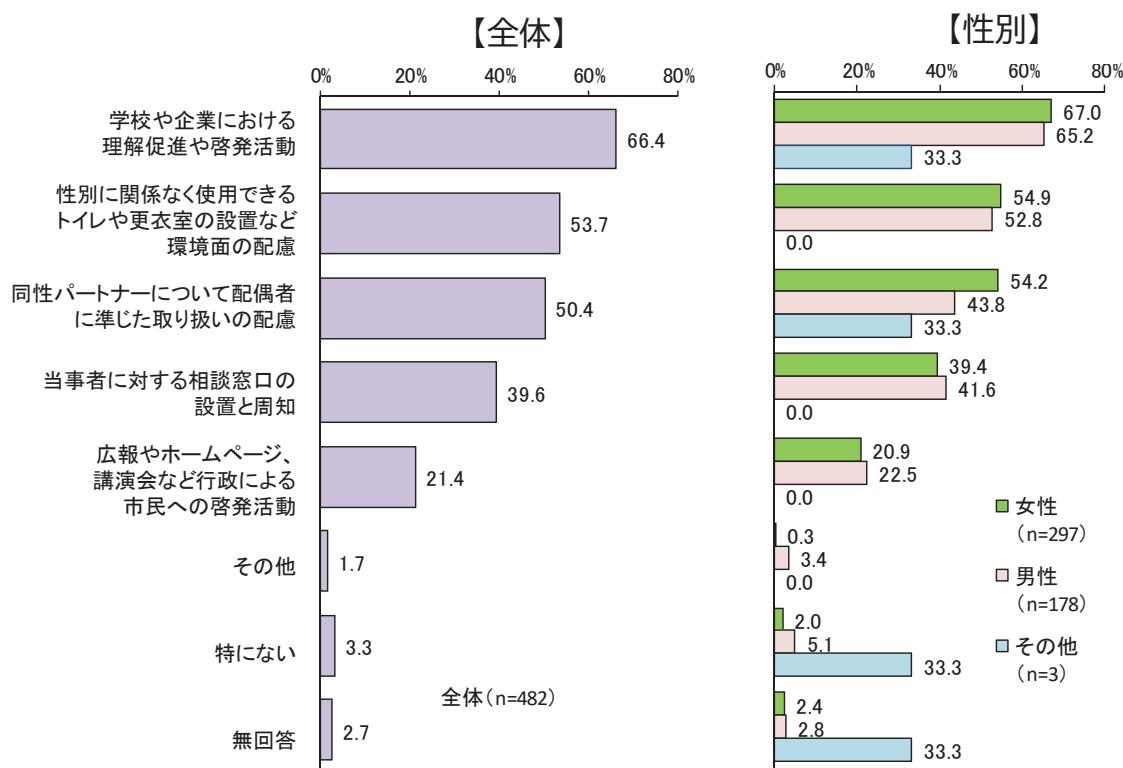
基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

図4 参加したことがある地域での活動



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

図5 「LGBT*」等、性的少数者への支援として必要な取組



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

1-1 家庭や地域への意識啓発と参画推進

性別にかかわりなく家事、子育て、介護等、家庭における役割を担うため、固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、町会や自治会等の地縁組織、ボランティア活動等、様々な地域活動に性別にかかわらず、より多くの市民が参加するよう、意識啓発や参加しやすい環境づくりを進めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催		
性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進		
地域活動における男女共同参画の積極的な推進		
町会・自治会等、地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進	町会・自治会活動促進事業	
まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進	地区まちづくり推進事業 市民活動促進事業	みんなでまちづくり課
地域活動における男女共同参画の積極的な推進	コミュニティセンター管理事業	

男女共同参画さわやかサロン

草加市の男女共同参画推進のための拠点施設。草加市文化会館内に設置。関連情報の提供、書籍の貸出、各種啓発事業等を実施。



基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

1－2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

メディアや市の各種刊行物等において、固定的な役割分担意識や性差別の助長、暴力や性的商品化を示唆することのないよう、表現や内容を精査するとともに、男女共同参画の意義を明確に伝えていきます。

また、市民が多様な情報を適切に活用できるよう、メディア・リテラシー*向上のための啓発や学習機会等を提供します。

さらに、インターネットにおける表現についても、女性や子どもを含め人権を侵害するとのないよう対策を講じるとともに、適切な利用方法について啓発していきます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画に関する「表現ガイド」の作成と普及		
メディアや市の各種刊行物等における男女共同参画の視点からの表現の点検	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
メディア・リテラシー向上のための啓発や学習情報の提供		
男女共同参画の視点に立ったインターネットの利用方法についての啓発活動の推進		

1－3 男女共同参画拠点施設の充実

本市の男女共同参画社会づくり活動の拠点として、草加市文化会館内の男女共同参画さわやかサロンを活用するとともに、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点にふさわしい取組の充実を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画さわやかサロンを中心とした市民団体相互のネットワークづくり		
男女共同参画さわやかサロン機能の充実	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

2-1 国際理解・多文化共生*の推進

国籍や性別にかかわらず、一人一人の人権が保障されるよう、外国籍市民の中でも女性は特に経済面や健康面等、複合的に困難な状況におかれがちであることを考慮しながら、個々の状況に応じてきめ細かに支援します。また、市民相互に文化的な違いを認め合い、地域で孤立することなく安心して生活できる多文化共生社会をつくるため、外国籍市民との日常的な交流の場を提供します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
外国籍市民との日常的な交流機会の創出	国際交流事業	文化観光課
ことばや文化の違いに配慮したサービスの提供		
ことばや文化の違いを越えて気軽に相談できる体制の整備	多文化共生事業	人権共生課

2-2 人権共生社会の形成推進

子どもから大人まで性別にかかわらず市民一人一人が、互いの個性を認め合いながら、能力を十分に発揮でき、自立して充実した生活を送ることができる「人権共生社会」の形成を目指して、「草加市人権施策推進基本方針」及び「草加市人権尊重都市宣言」に基づき、市民や事業者への啓発や相談対応、必要な支援の提供を図ります。

LGBT（性的少数者）等、性的指向や性自認により社会的困難を抱える人が、人権侵害を受けることなく自分らしくくらせる社会とするため、地域や学校、企業等における理解促進や啓発活動を進め、地域全体で多様性を尊重していきます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
交流及び協働促進によるともに生きる社会づくり		
自立に向けての支援体制・人権救済制度の充実	人権啓発事業	人権共生課
人権擁護委員協議会による人権相談や人権啓発の充実		
性の多様性への理解促進【新規】		

基本方針2 教育・学習機会の充実

【現状と課題】

性別にかかわらず、誰もがあらゆる分野で活躍するためには、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。また、人生100年時代を見据え、様々な生き方、学び方、働き方を選択できるよう、生涯学習が果たす役割も大きくなっています。

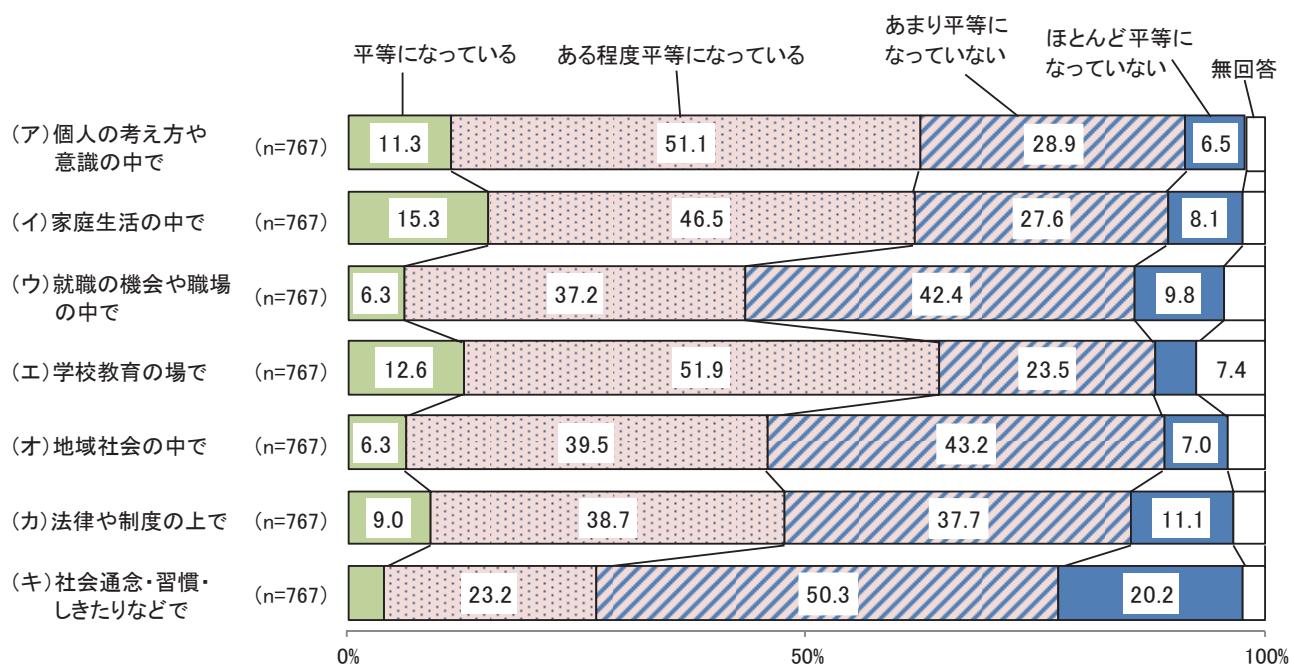
本市では、学校教育活動全般を通じて、性差によらない人権教育を推進するとともに、各教科を通じて、男女の平等や男女が共同して社会に参画することの重要性について指導を行っています。

アンケート調査でも、「学校教育の場で男女平等になっている、ある程度平等になっている」という回答は約7割で、他の分野と比べ最も高くなっています。また、学校教育の場においては、日常の活動の場で、継続的に男女平等の意識を育していくことが重要と考えられています。

生涯学習の場においては、各公民館や文化センターで、男女共同参画に関する学習の場づくりを進めるほか、図書館での関連資料の提供等を行っています。

今後も、引き続き、市民一人一人が、学校教育や生涯学習の場を通じて、男女共同参画について学び、理解を深めることができるような環境づくりが重要です。

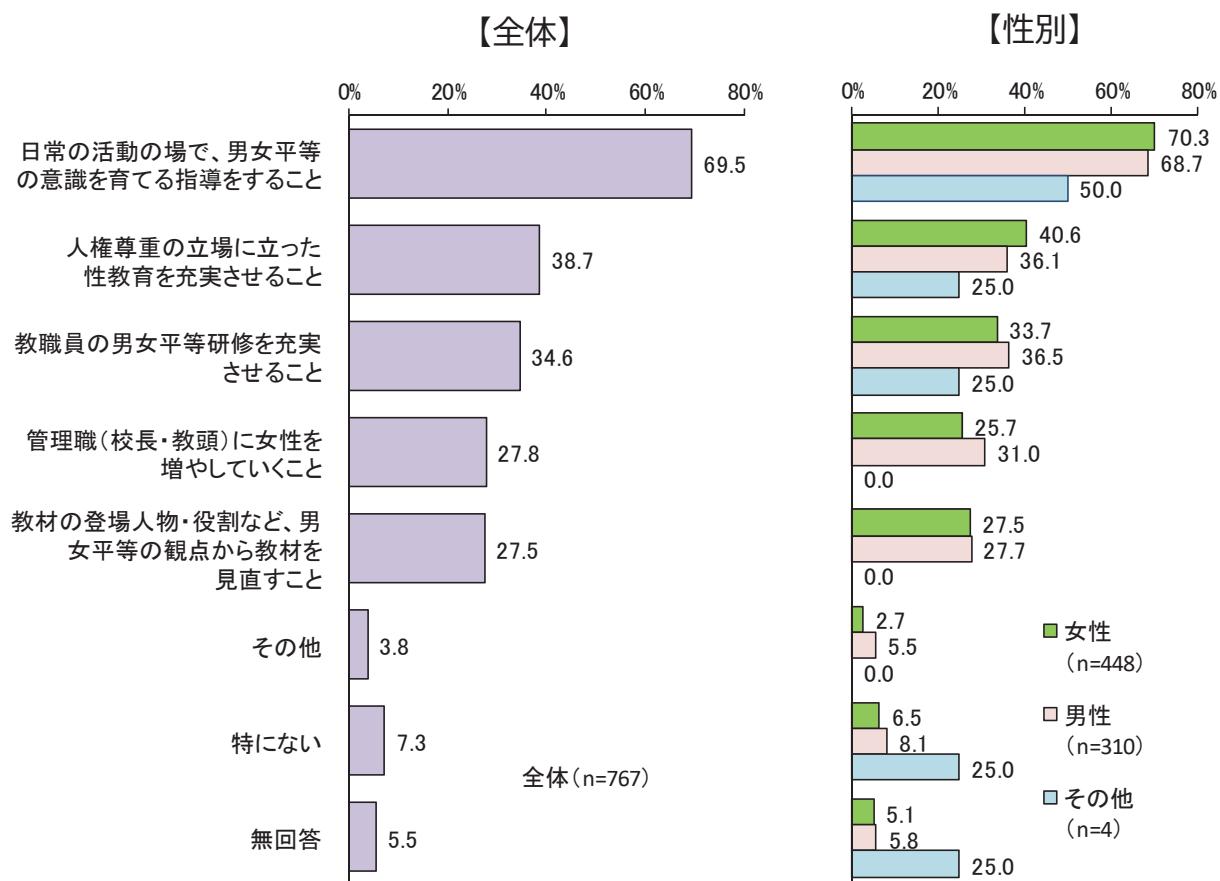
図6 男女平等の実現度



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

図 7 男女共同参画推進のために学校教育の場で力を入れる必要があること



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）



施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実

3-1 幼少期からの男女平等や人権尊重意識の醸成

幼少期から男女平等意識や個性を尊重する大切さを身につけることができるよう、幼稚園、保育園、小学校等と連携し、学習内容や方法を充実するとともに、すべての教育活動において、子どもたち一人一人に人権尊重や多様性を認め合う意識の醸成を図ります。

また、子どもたちが性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるよう、教育相談や生徒指導、進路指導を行うとともに、教職員の指導力向上を図り、研修機会や情報提供を充実します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携による男女平等教育の充実・推進	子ども教育連携推進事業	子ども教育連携推進室
男女平等教育の充実	学校人権教育推進事業	指導課
男女の性差に配慮した人権教育の推進		
国際理解教育の推進	英語教育・国際理解教育推進事業	
男女平等を意識した生徒指導や進路指導の充実	生徒指導推進事業	指導課
	教育相談充実事業	教育支援室
男女共同参画や男女平等についての教職員研修の充実	教職員研修推進事業	指導課

3-2 生涯学習環境の充実

性別にかかわらず、市民一人一人の意欲に応じて能力と教養を高めることができるように、「草加市教育振興基本計画」との連動を図りながら、自主的かつ継続的な学習機会を提供するとともに、男女平等や男女共同参画について学ぶ多様な機会を提供します。また、本市独自の高年者の生涯学習と憩いの場、子どもたちとの世代間交流の場として定着している平成塾についても、充実を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画を進める生涯学習の条件整備	生涯学習推進体制整備事業	生涯学習課
男女共同参画に関する学習の場（講座、講演会等）づくり	社会人権教育推進事業	

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画に関する生涯学習活動への支援	大学公開講座等推進事業	生涯学習課
社会参画や能力開発を支援する学習機会の提供	そうか市民大学運営事業	
平成塾の充実	平成塾設置・管理運営事業	

3-3 公民館等事業の充実

男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、市民の生涯学習の場である公民館・文化センターにおける様々な学習機会の充実を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
公民館の講座等における男女共同参画学習の推進		中央公民館 柿木公民館 新田西文化センター 谷塚文化センター 川柳文化センター 新里文化センター
公民館活動における男女共同参画の推進	公民館等事業	

3-4 図書館における情報サービスの充実

誰もが男女共同参画に関する情報を活用できるよう、中央図書館の男女共同参画コーナーの充実に努め、図書資料の貸出やレファレンスサービス*等を実施するとともに、公共図書館及び大学図書館との連携を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画コーナーの充実	図書館情報サービス・管理運営事業	中央図書館
レファレンスサービスの実施		
関係する図書館等との連携		

市民、事業者、市民団体に期待される取組例

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆一人一人が家庭生活に必要な知恵や実践力を身に付け、家事や育児・介護等を積極的に分担する。
- ☆男性はリーダー、女性はサポートと男女の役割を固定的にとらえず、一人一人の個性や能力、意欲をいかした役割分担をする。
- ☆インターネットを利用する際に他人の人権を侵害する恐れがないかよく考える。
- ☆人権侵害や差別を見逃さず、声を上げていくようにする。
- ☆子どもたちが「男の子だから」、「女の子だから」と性別にとらわれず、個性と能力を発揮できるように見守る。
- ☆男女共同参画に関する学習の場に参加して学習する。

事業者に期待される取組例

- ☆従業員が人権課題に关心を持ち、人権意識を高めるように研修を行う。
- ☆各種刊行物について、一方の性別のみをイメージとして使用する等、ステレオタイプ（固定的な概念やイメージ）を植え付けるような表現を使用しない等、男女共同参画の視点に立った適切な表現となるように配慮する。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本方針1 働く場での男女共同参画の推進

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ

基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

施策6 子育てと介護への支援

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策7 市及び企業等における女性登用の促進

【成果指標】

成果指標	実績値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
仕事と生活のバランスについて、理想と現状が一致している人の割合 (男女共同参画アンケート)	39.2%	43.0%
「あなたが、日頃から行っている性別にとらわれない男女共同参画の取組を教えてください」の質問に「特にない」と回答した人の割合 (市民意識調査)	50.8%	45.0%
女性管理職割合（市職員、民間） (男女共同参画年次報告書・男女共同参画アンケート企業・事業所調査結果を基に算出)	市職員 16.4% 市内民間企業 13.0%	市職員 20.0% 市内民間企業 15.0%

基本方針1 働く場での男女共同参画の推進

【現状と課題】

働くことは生活の経済的基盤であり、自己実現につながるため、働くことを希望するすべての人がいきいきと活躍できる環境づくりが重要です。

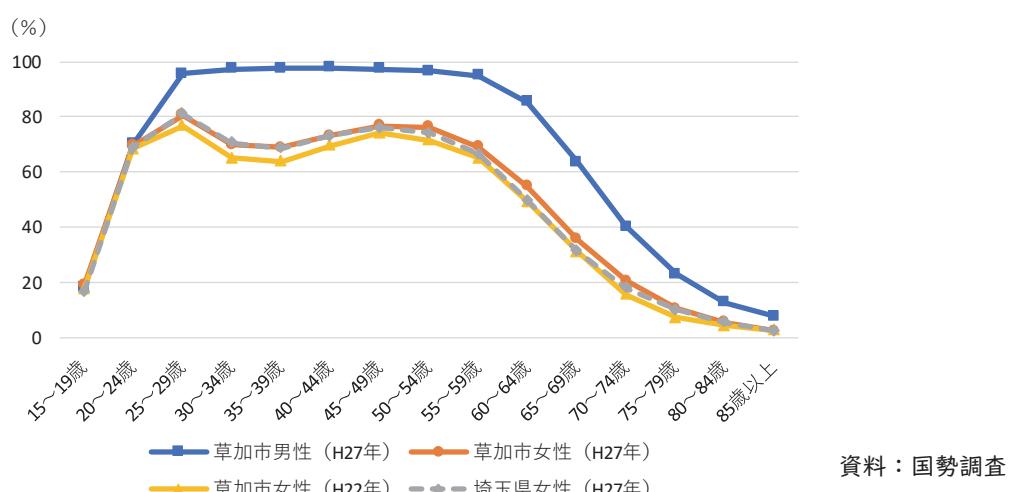
本市の女性の労働力率*は県と同様に、20歳代後半をピークとし30歳代を底とするM字カーブ*を描いており、経年変化をみると、このカーブが緩やかになっています。しかし、妊娠や出産を機にキャリア*を一時中断する女性も多く、また再就職後においても、非正規雇用となる傾向があります。

アンケート調査によれば、市民が働く職場において、「人事配置や昇進」「仕事の内容」等が男女平等になっていないという回答が3割を超えていました。また、市内事業所に対するアンケートにおいても、男女格差を感じるという回答が約3割となっており、昇進・昇格や、賃金の面で格差があるとされています。こうした中、男女がともに働きやすい職場とするためには、休暇を取得しやすい体制や職場風土、育児・介護休業を取得及び復帰しやすい職場環境、多様な働き方の仕組み等が上位に挙げられています。

また、同じく市内事業所アンケートによれば、セクシュアル・ハラスメント*に対する防止策を実施している事業所は約4割で、内容としては、就業規則等への明文化、相談窓口の設置等が挙げられています。

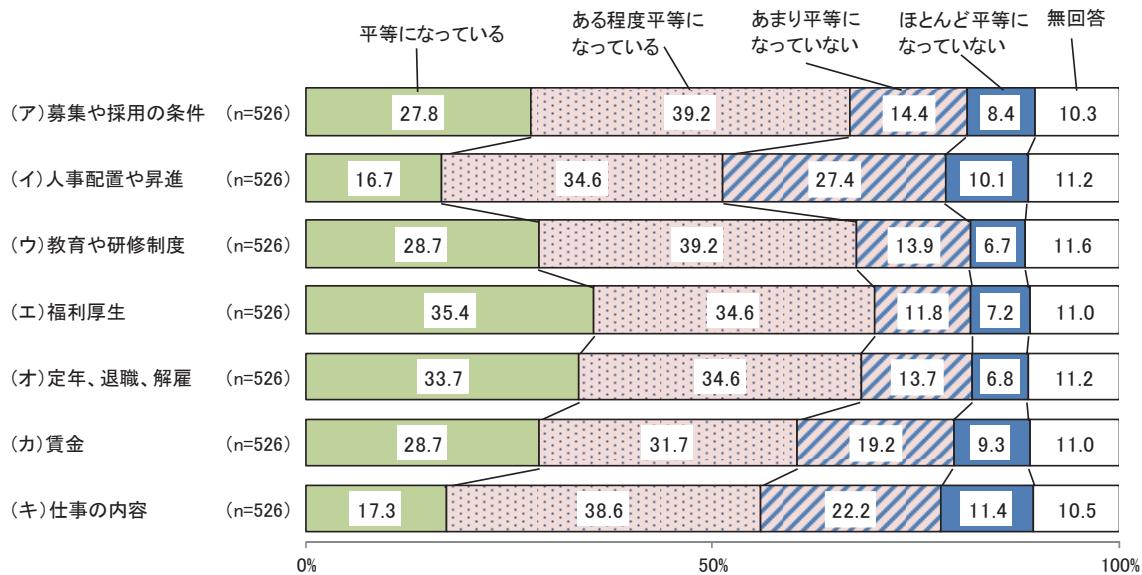
性別にかかわりなく、働きたい人が活躍できるためには、妊娠・出産や育児・介護休業等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント*をなくすとともに、自営業等を含め働く場における男女間の均等な機会や待遇を確保することが課題となっています。さらに、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することのメリット等を事業所等に周知し、誰もが働きやすい職場づくりを促していくことが必要です。

図8 労働力率



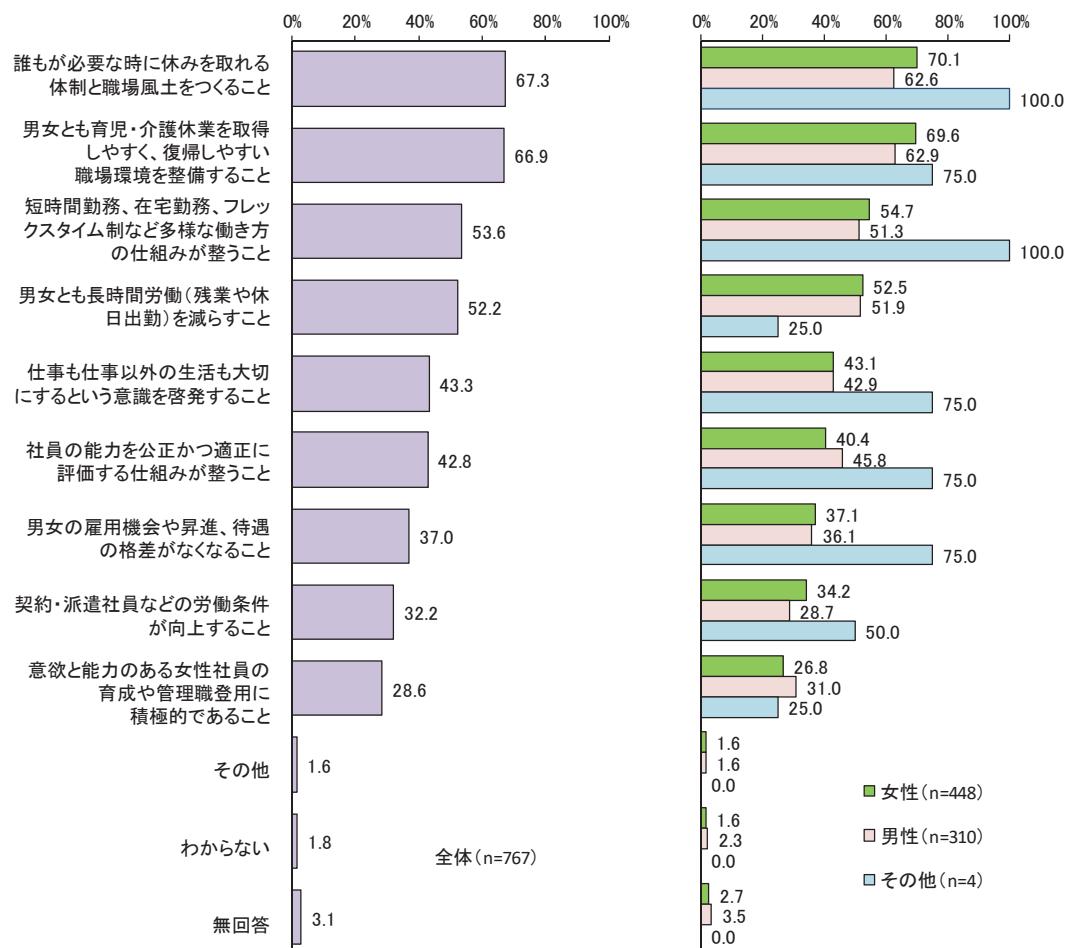
基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

図9 職場における男女平等の状況



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

図10 男女とも働きやすい職場づくりのために重要なこと
【全体】
【性別】



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ

4-1 経済的基盤の安定支援

雇用の場における男女の均等な機会と公正な待遇を確保できるよう、事業者に対し関連法等の周知を図ります。また、女性の就業継続や再就職を促すため、仕事と家庭の両立支援に加え、職業能力の開発講座等の開催と学習機会の紹介、就労情報の提供や相談、スキルアップ*を図るほか、女性起業家の育成に向けて支援します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女雇用機会均等法等の周知	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
女性の職域拡大・雇用の促進		
労働評価の適正化の促進		
就労に関する情報の提供	就労の安定支援事業	くらし安全課
労働セミナー、能力開発セミナー等の実施と学習情報の提供		
起業に向けた知識や手法に関する情報提供	創業支援事業	産業振興課

4-2 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進

自営業や農業等における男女共同参画経営を推進するため、家族で農業経営に携わる各世帯員があいまいになりがちな就業条件について話し合い、家族従業員として果たしている役割を適正に評価されるよう、啓発に努めます。また、雇用によらない働き方においても就業環境の整備を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
家族経営協定の推進		
農業委員会委員等への啓発	都市農業育成・共生支援事業	都市農業振興課

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

4-3 企業等における女性のための研修等の充実

企業等における男女共同参画を促進するため、従業員やトップに対し女性登用の働きかけを行うとともに、職場における女性の資質と能力向上に向けた意識啓発等の資料配布や講演会の開催、研修機会の充実を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
女性のための研修・セミナー等の充実	就労の安定支援事業	くらし安全課
意識啓発等の資料の配布	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課

4-4 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進及び働き方改革の支援

企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を支援するため、市内の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進法に基づく啓発を進めるとともに、労働時間短縮や多様な働き方の仕組みの導入に向けた見直しを促進します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
ワーク・ライフ・バランス、一般事業主行動計画等の啓発	子どもにやさしいまちづくり推進事業	子育て支援課
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の好事例の情報収集と提供等	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課

4-5 性別による差別的取扱いやハラスメントからの救済

職場をはじめ、あらゆる活動の場において、性別による差別的取扱いや、ハラスメント（パワー・ハラスメント*、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメント*等）の行為からの救済を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画専門委員制度の活用	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
ハラスメント防止の徹底	広聴活動の充実 人事・給与関係事務事業	広聴相談課 職員課

基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進

【現状と課題】

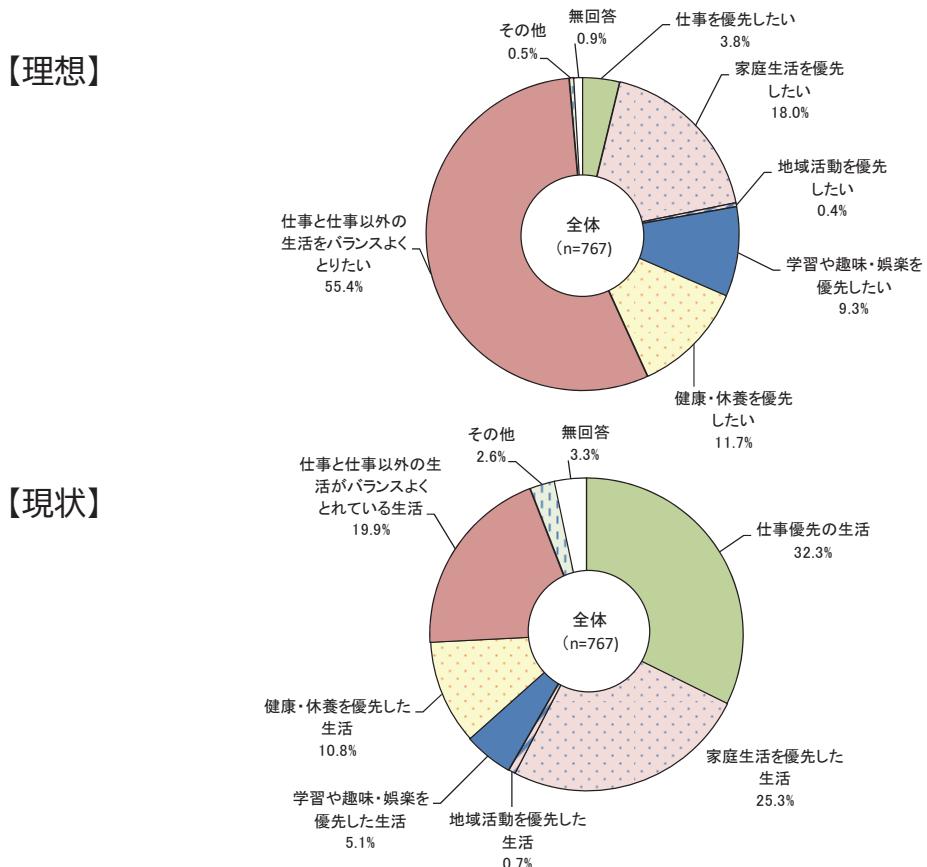
すべての人が自ら希望するバランスで、職場・家庭・地域での生活を充実できるようになりますことが重要です。個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性は一層増しています。

アンケート調査から、仕事と生活のバランスの理想と現状をみると、「仕事と仕事以外の生活をバランスよくとりたい」という回答が半数を超える一方、実際にそれらがバランスよくとれているという回答は2割未満にとどまっています。この理想と現状が異なる原因としては、長時間労働や休暇を取得しづらいことが挙げられています。

また、同じくアンケート調査によれば、女性が働き続ける上では、子どもが病気になった時の預け先の確保、働き続けるための制度、職場の理解や協力が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、職場を中心とした働き方改革に加え、子育てや介護等、家庭における役割を、性別にかかわりなく担い合うとともに、福祉サービスや地域の力によって支えていくことが必要です。

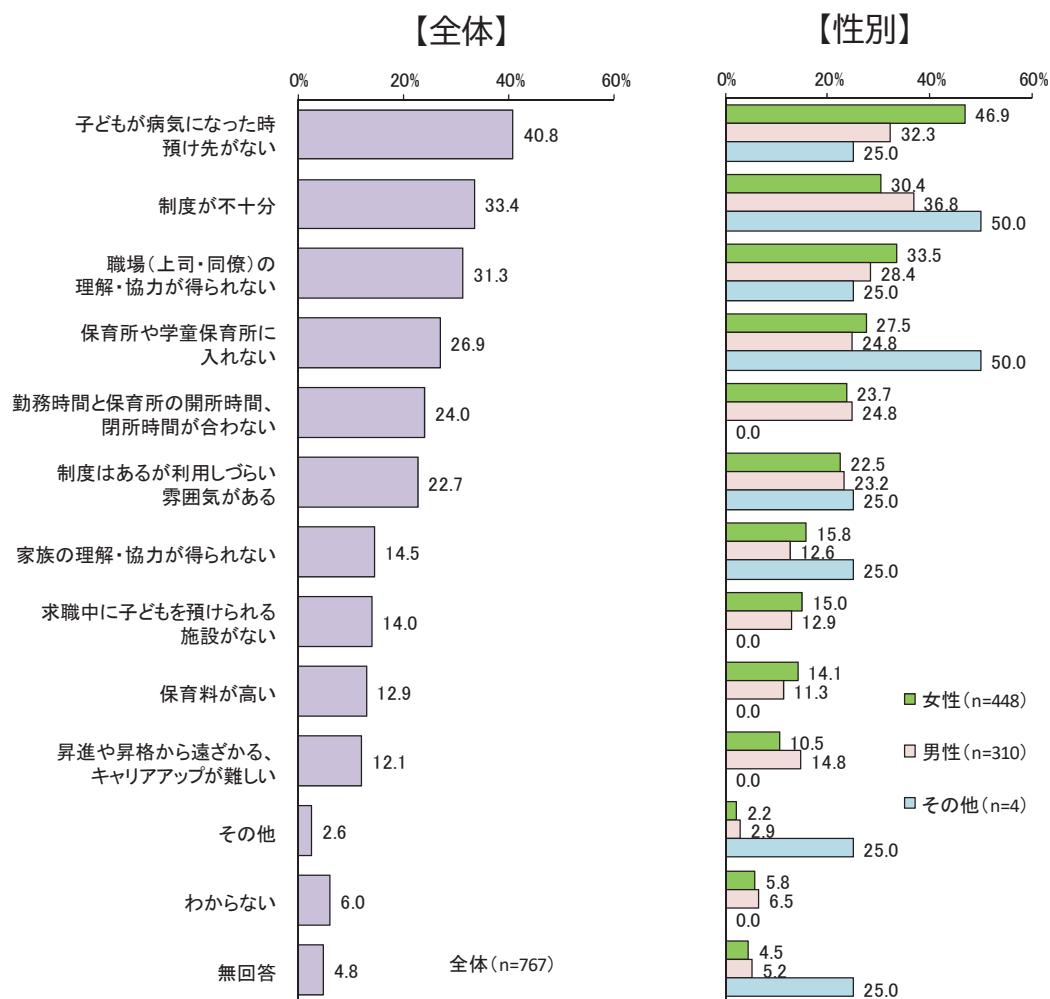
図 11 仕事と生活のバランス（理想と現状）



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

図 12 女性が働く上で支障となっていること



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

ライフスタイルの多様化に対応し、誰もが家庭や職場、地域での活動を充実して豊かな生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知し、働き方の見直しや休暇の取得、性別にかかわらず家事や育児、介護を担い合うこと等、市民一人一人の実践を促します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男性の育児・介護休業取得の促進	人事・給与関係事務事業	職員課
	就労の安定支援事業	くらし安全課
ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知【新規】	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
ワーク・ライフ・バランスの実践【新規】		



施策6 子育てと介護への支援

6-1 子育て支援の推進

男女が支え合って家庭生活を担い、また意欲に応じて女性が仕事を続けること等を支援するため、保育サービスや地域での見守り体制を強化します。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう、「草加市子どもプラン」と連動を図りながら、取組を進めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
地域の子育て支援拠点づくり	子育て応援事業	子ども育成課
地域の子育て支援ネットワークづくり	子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業	子育て支援センター
子育て相談体制の充実	母子保健事業	健康づくり課
子育て家庭への経済的支援の充実	幼稚園就園奨励推進事業	
保育サービスの充実	民間保育推進事業	保育課
	幼稚園就園奨励推進事業	
	公立保育園運営事業	
	保育ステーション事業	
	ファミリー・サポート・センター*事業	
子どもの居場所づくり	児童館・児童センター運営事業	子ども育成課
	放課後児童健全育成事業	
子どもたちの遊び場の整備・充実	公園広場等整備事業	みどり公園課

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

6-2 介護支援の推進

男女がともに家族の介護を担うとともに、家族を介護する側のワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
介護保険事業の円滑な実施	介護保険給付事業	介護保険課
	介護認定審査会運営事業	
介護予防の推進 福祉サービスの推進と相談体制の充実	介護予防普及啓発事業	長寿支援課
	地域包括支援センター*委託事業	
	高年者在宅生活支援サービス事業 認知症総合支援事業	
ひとにやさしいまちづくり	家族介護支援事業	



基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進



男女共同参画コーナー

市内公共施設（中央公民館、勤労福祉会館、川柳文化センター）に男女共同参画コーナーを設置し、男女共同参画関連資料を配架。

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

政治、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、少子化や人口減少等に伴う社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な社会の形成につながります。

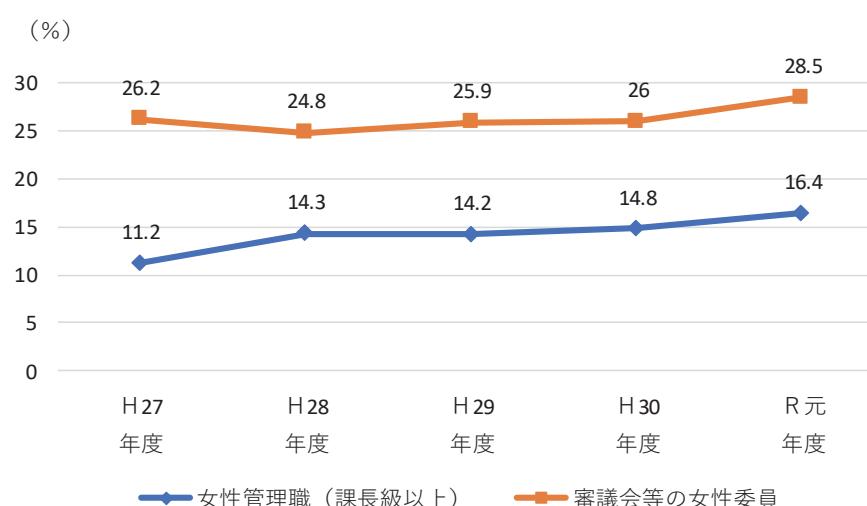
本市の政策・方針決定過程への女性参画の現状をみると、審議会等における女性委員の割合が20%台後半で横ばいとなっており、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」が定める「審議会等の委員の性別の比率を一方が4割を下回らない」という目標の達成には程遠い状況です。また、市役所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、依然として2割未満にとどまっています。

アンケート調査によれば、市議会や審議会等への女性参画を推進するためには、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」という女性自身の意識改革に加え、「政策決定の場に女性が参画することの抵抗感をなくすこと」や「家族の支援・協力」等、周囲の理解や協力の必要性が上位に挙げられています。

また、市内事業所アンケートによれば、仕事の内容や待遇面で男女格差を感じる人が約3割で、格差の内容として、「女性の昇進・昇格が遅い（または望めない）」が最も多くなっており、企業における女性登用に課題があることが読み取れます。

個人の能力や関心に応じて、性別にかかわりなく誰もが自由に意思決定の場に参画できるよう、今後も、政策・方針決定過程に女性が参画する重要性について啓発するとともに、必要な制度や環境を整えることが重要です。

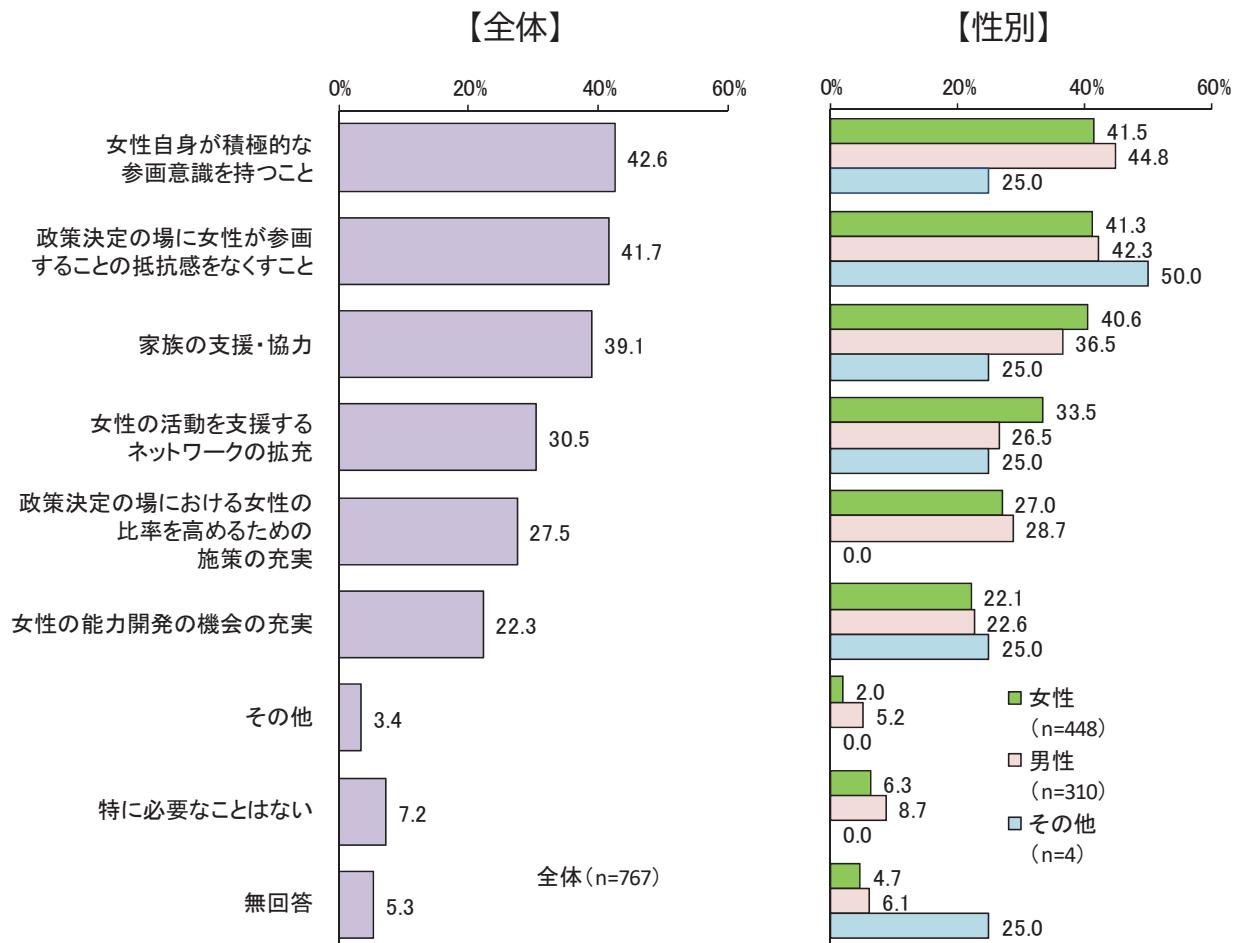
図 13 審議会・管理職に占める女性の割合



資料：令和元年度男女共同参画年次報告書

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

図 14 市議会や審議会等への女性参画推進のために必要なこと



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）



男女共同参画週間パネル展

「男女共同参画週間」（6月23日から29日まで）に合わせて、パネル展を開催。

施策7 市及び企業等における女性登用の促進

7-1 市の審議会等への女性の参画促進

審議会等の委員について、多様な意見を市政に反映するため、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「性別の比率を一方が4割を下回らない」という目標を達成するよう努めるとともに、すべての審議会への女性委員の登用をより一層促進します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
審議会等への女性の参画の促進	情報公開・個人情報保護事務	庶務課
	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課

7-2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性が市の各分野において政策・方針決定過程へ参画できるよう、女性の能力開発への支援や研修の機会を充実させ、人材育成を進めます。

また、企業等における政策・方針決定過程への女性参画を進めるため、管理職への女性登用を促します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
人材育成システムの活用による人材育成	人事・給与関係事務事業	職員課
職員研修の充実	職員研修事業	
企業等における女性管理職登用の働きかけ【新規】	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進



男女共同参画フォーラム 2020

令和2年(2020年)10月10日(土)、国立女性教育会館 内海房子理事長を講師にお招きし、『男女共同参画社会を目指して「一人ひとりの意識が中核都市の未来を創る」』をテーマに開催。

市民、事業者、市民団体に期待される取組例

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆性別を問わず能力開発や新しいジャンルの仕事にチャレンジしてみる。
- ☆家族経営協定の取り決め推進等により、女性も農業経営の主体になることを目指す。
- ☆育児・看護休暇や年次休暇の取得日数を増やす。
- ☆地域で子育てを支援し合えるように心がける。
- ☆働き方を見直し、家族で過ごす時間を増やすように心がける。
- ☆サークル等の生きがいづくりや在宅生活向上の活動に積極的に参加する。
- ☆隣近所等、身近な地域での支え合い、助け合いを心がける。
- ☆市政に関心を持ち、審議会委員等の公募に積極的に応募する。

事業者に期待される取組例

- ☆就労の継続や再就職希望者に配慮した職場環境をつくる。
- ☆性別にかかわらず、研修等に均等に参加できるようにする。
- ☆仕事と育児・介護とが両立できるような制度を持ち、多様で柔軟な働き方を従業員が選択できる企業を目指す。
- ☆職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対策を充実させる。

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

施策8 暴力根絶のための予防啓発

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

施策11 虐待の早期発見と支援

基本方針2 いつでも誰もが安心してくらせるまちづくり

施策12 生涯を通じた健康づくりの支援

施策13 非常に備えた男女共同参画の推進

【成果指標】

成果指標	実績値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
DV被害を受けたことがある人のうち、「どこにも相談していない」と回答した人の割合(男女共同参画アンケート)	69.0%	65.0%
健康寿命（65歳に達した人が自立して健康に生活できる期間）（男女別） （うかみんなで健康づくり計画（第2次）[令和2年度～令和6年度]）	男性 17.43年 女性 20.36年	男性 17.79年 女性 20.40年

基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【現状と課題】

暴力は心身を傷つけるだけでなく、相手の尊厳を否定する行為であり決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力は、親しい間柄において行われるため外部から発見されにくく、被害が潜在化・深刻化しやすいという特性があります。このような暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的・経済的な男性の優位性があるため、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、男女共同参画社会を実現するために克服しなければならない重要な課題です。さらにコロナ禍*にあっては、生活の変化やストレスによって、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力をいう。以下「DV*」という。）や虐待のリスクが高まっていると言われています。

アンケート調査では、身体的・心理的・性的・経済的暴力のいずれかを経験した人が3～5%程度で、このうち約7割は「誰（どこ）にも相談していない」と回答しており、被害が潜在化していることが考えられます。

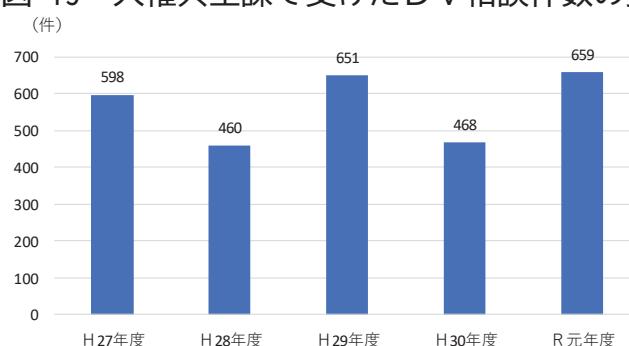
本市では、DV防止に向けた市民への意識啓発をするほか、若年層を対象としたデータDV*防止のための啓発活動を進めています。

相談体制については、草加市配偶者暴力相談支援センターにて専門の女性相談員がDVに関する様々な相談に対応しており、DV相談件数は年度ごとに増減はありますが、令和元年度(2019年度)は前年度より増加しています。また、複雑な相談内容に対応し、DV被害者の安全を確保するためには、警察や埼玉県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、適切な保護や避難ができるよう支援体制づくりをしており、引き続き体制の充実が必要です。

被害者の自立支援に向けては、個々の状況に応じ、関係課と連携しながら多角的に支援を進めることができます。

今後、被害者に対して必要な支援を効果的に行うためには、市役所だけでなく県等の関係機関や近隣市町、さらに民間支援団体等との幅広い連携と協力が必要です。さらに、DVと密接に関連する児童虐待の早期発見と支援に向け、府内外の関係機関等との広域的な連携、相談、情報交換等も必要となっています。

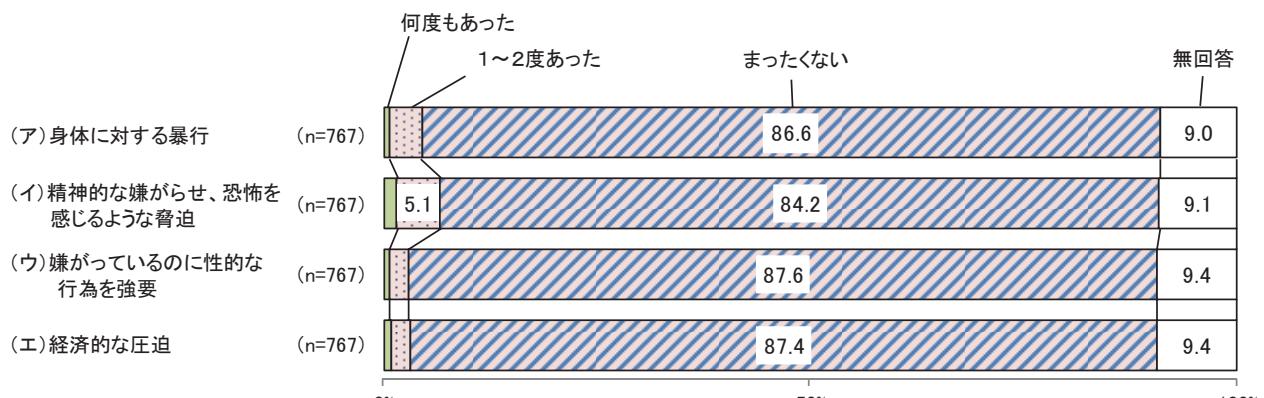
図 15 人権共生課で受けたDV相談件数の推移



資料：令和元年度男女
共同参画年次報告書

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

図 16 暴力の被害経験

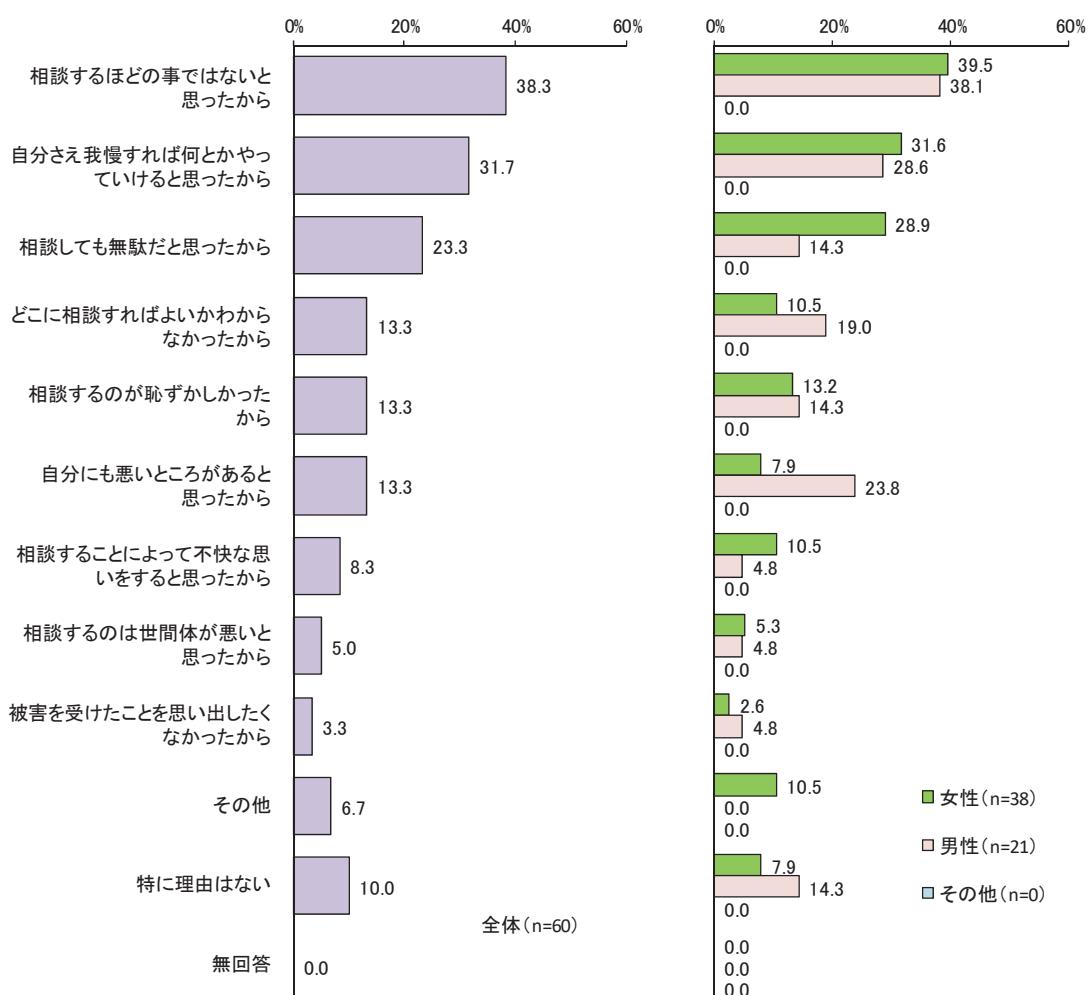


※5%未満値 ⇒ 「何度もあった」：(ア) 0.8%、(イ) 1.6%、(ウ) 0.7%、(エ) 0.9%
⇒ 「1~2度あった」：(ア) 3.7%、(ウ) 2.3%、(エ) 2.3%

資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

図 17 相談していない理由

【全体】



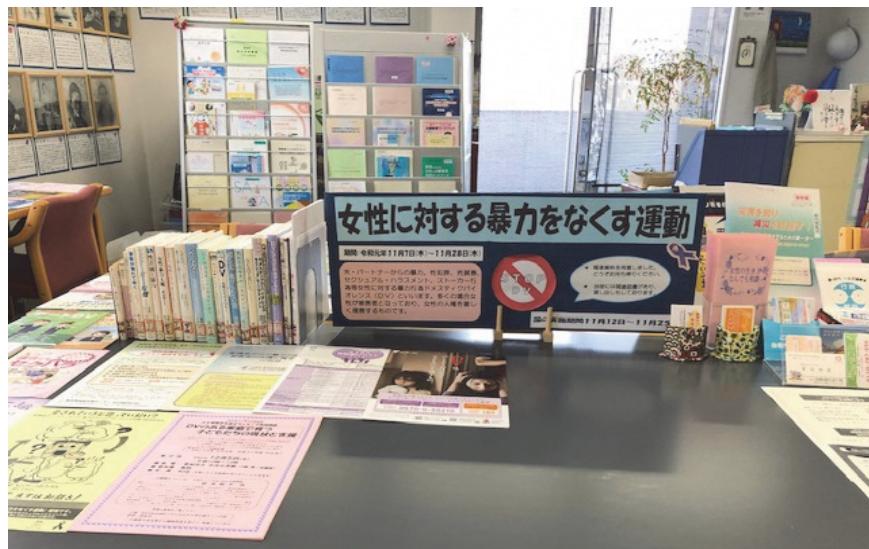
資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

施策8 暴力根絶のための予防啓発

地域全体で暴力を許さない意識を高めるため、広報そうか、市のホームページ、パンフレット等を活用し、相談機関や相談窓口、配偶者等からの暴力を知ったときの通報機関・窓口と合わせて、広く市民への啓発・周知を図ります。また、配偶者等からの暴力に関する正しい理解と認識を図るための講演会等を支援し、市民の意識啓発を図ります。

若年層における交際相手からの暴力の予防・啓発のため、市内小中学校において、人権や男女平等についての教育の充実を図るとともに、高校生や大学生等を対象にデートDV防止の啓発活動を推進します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
配偶者等からの暴力に関する意識啓発の推進	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
地域での講演会等の支援		
小中学校における男女平等教育の推進	学校人権教育推進事業	指導課
高校生・大学生を対象としたデートDV防止の啓発活動	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課



DV防止ミニコーナー

「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日から25日まで)
に合わせて、さわやかサロン内にDV防止ミニコーナーを設置。

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保

9-1 配偶者等からの暴力相談機能の充実

配偶者等からの暴力被害者がいつでも安心して相談できるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした身近な相談窓口に加えて、県や近隣市町と連携し、広域的な相談体制を充実します。また、相談担当職員の研修の充実等により相談機能の充実を図ります。さらに、外国籍市民や障がい者、高年者等、困難を抱えた人の相談に、庁内関係課及び関係機関で連携して対応します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
県や近隣市町との連携による相談体制の充実	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
各種女性相談の充実		
相談担当職員の研修の充実		
配偶者暴力相談支援センターの運営		
外国籍市民、障がい者、高年者への配慮		

9-2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保

被害者の意志を尊重して、適切な保護や避難ができるよう、警察や県の関係機関等との連携によって安全確保の体制の整備・充実を図ります。避難が困難な被害者についても、安全確保と必要な支援の提供を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
警察や県の機関等との連携による被害者の安全確保	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
緊急時における避難場所の確保		
支援制度の活用についての助言、支援		
被害者に関する個人情報の保護		
必要に応じた同行支援の実施		

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

10-1 配偶者等からの暴力被害者の自立支援

被害者の自立支援に向けて、関係機関への情報提供を行うとともに、専門の相談員による継続的な支援を行います。また、生活保護を含めた生活支援、住宅の確保、さらに、配偶者等からの暴力の被害者が同伴する子どもたちが健やかに成長できるようにするための支援、外国籍市民や障がい者、高年者等、困難を抱えた被害者の自立支援について、関係課・関係機関等と連携して取り組みます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
被害者に対する適切な情報の提供		
継続して相談・支援を行える女性相談員の設置		
被害者の生活支援	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
住宅確保に関する支援		
子どもの健やかな成長への支援		
健康保険等に関する支援		

10-2 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策の推進

配偶者等からの暴力を防止するため、県等、府外の関係機関との連携会議を通じて、個々の状況に合わせた広域的な対策を検討します。また、特に困難な課題を抱える被害者への支援や、暴力防止対策と被害者支援を効果的に進めるために、府内連携会議の活用を図ります。さらに、地域の中できめ細かな対応を進めるために、民間支援団体の育成と連携によるネットワークづくりを進めるとともに、市内医療機関との連携による配偶者等からの暴力の早期発見を目指します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
関係機関との連携会議の開催		人権共生課
府内連携会議の機能的活用		※草加市配偶者からの暴力対策府内連携会議
民間支援団体の育成、支援及び連携	男女共同参画社会推進・支援事業	
医療機関との連携		

施策11 虐待の早期発見と支援

配偶者等からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待への対応と連携・協力を強化するため、関係機関同士の情報共有のあり方や効果的な支援方法を検討します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
児童虐待の早期発見【新規】	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
児童虐待の未然防止【新規】	子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業	子育て支援センター



DV防止啓発パネル展

「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日から25日まで)に合わせて、DV防止啓発パネル展を開催。

基本方針2 いつでも誰もが安心してくらせるまちづくり

【現状と課題】

男女が互いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提です。また、人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸のために、生涯にわたる健康支援がますます重要となっています。

特に女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージごとに大きく変化するという特性があり、男性と異なる健康上の配慮が必要です。このために、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）＊」の視点から、子どもを産む・産まないにかかわらず、生涯を通じて適切な健康管理ができるよう総合的な施策を推進する必要があります。さらに、男女の性差に応じた健康保持増進を総合的に推進することも必要です。

本市では、各種イベントやがん検診等の機会を通じて、健康づくりに関する情報提供を行うとともに、スポーツ協会やスポーツ団体、スポーツ推進委員と連携し、市民のニーズに合ったスポーツ・レクリエーション機会を提供し、市民自身による健康の保持増進を図っています。

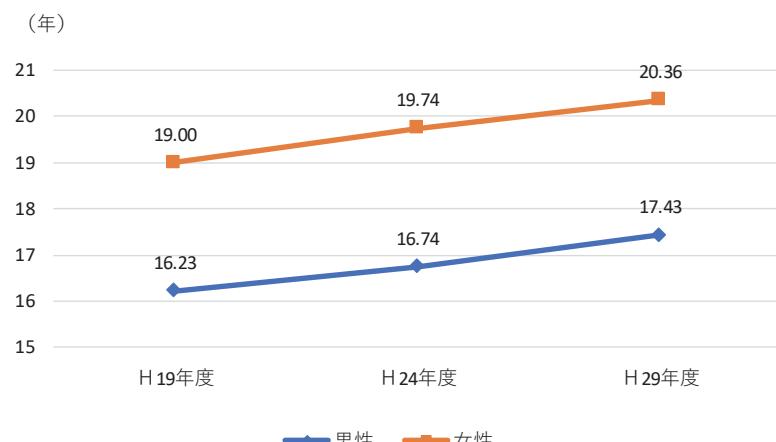
また、人口減少や少子高齢化が進み、これまでの社会保障制度では解決できない課題が生まれており、本市では、こうした課題に対応するため、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を基本理念とし、日常生活圏域を基本とした基盤を整備するとともに、制度の狭間の問題や潜在化しているニーズを発見できる地域の相談体制づくりを進めてきました。

今後も引き続き、市民の健康づくりや地域共生社会の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

さらに、近年災害が多発しており、こうした災害の発生は市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、男女共同参画の視点からの災害対応が重要となっています。こうした非常時における困難を軽減するためには、平常時から、あらゆる施策に男女共同参画の視点を含めることも大切です。

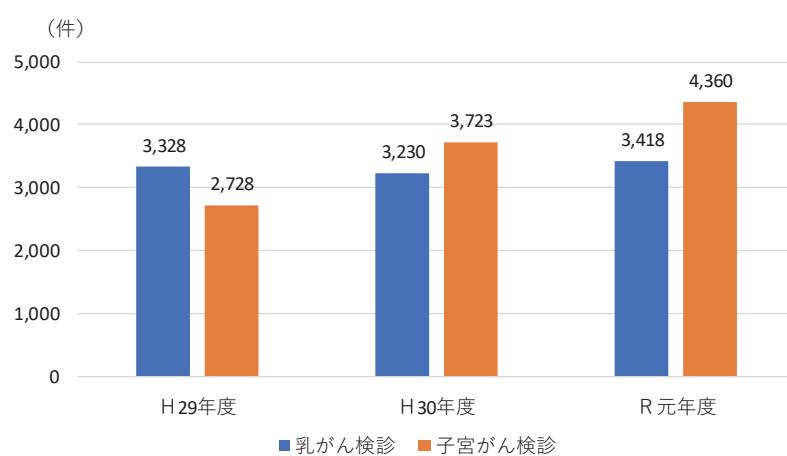
配偶者等からの暴力以外にも、暴力の問題は数多くあり、性犯罪や性暴力、職場や学校等におけるハラスメント、ストーカー＊行為等の問題が挙げられます。いずれも、重大な人権侵害であり、防止に向けた啓発、被害者の保護等、適切な対応を図っていくことが必要です。

図 18 健康寿命（65歳に達した人が自立して健康に生活できる期間）（男女別）の推移



資料：そとか みんなで 健康づくり計画（第2次）

図 19 乳がん検診及び子宮がん検診の受診者数



資料：令和元年度行政報告書

施策12 生涯を通じた健康づくりの支援

12-1 高年者福祉の推進

性別にかかわらずいくつになっても、生きがいを持って生活できるよう、高年者の社会参加を支援します。また、認知症の予防や早期発見のため認知症検診を引き続き推進するほか、介護が必要になった場合でも高年者が安心してくらせるよう、「草加市高年者プラン」と連動を図り、総合的な高年者福祉の取組を進めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
介護予防の推進	介護予防普及啓発事業	長寿支援課
	高年者健康づくり推進事業	
福祉サービスの推進	認知症総合支援事業	
	認知症検診事業	
高年者活力の増進	高年者団体支援事業	
ひとにやさしいまちづくり	高年者敬老事業	
	社会福祉施設管理運営事業	
	高年者プラン策定事業	
	地域ケア会議推進事業	
	在宅医療・介護連携推進事業	
	生活支援体制整備事業	

12-2 地域共生社会の推進

すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきと安心してくらすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「草加市地域福祉リンクプラン」と連動しながら、地域力の強化や公的支援の充実を図ります。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり	地域福祉活動推進事業	福祉政策課
誰もが安心して相談できる体制づくり		
支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり【新規】		

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

具体的取組	対応する個別事業	担当課
多様な福祉サービス提供主体の確保	市民活動促進事業	みんなでまちづくり課
ノーマライゼーション*の普及強化	自立地域生活支援事業	障がい福祉課
自立と社会参加の促進	人にやさしいまちづくり事業	

12-3 乳幼児・妊産婦への健康支援

母子の健康の保持増進を図るため、妊婦や乳幼児の健康診査を行うとともに、安心して子どもを産み、育てられるよう、両親学級、乳幼児相談、離乳食講習、訪問保健指導等を実施します。

また、子育て世代包括支援センター（にんしん出産相談室ぽかぽか）では、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない支援を行います。さらに、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。

地域医療体制において、安心して医療にかかることができるよう、体制の充実に努めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
母子健康手帳の交付・面談、妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査費助成	母子保健事業	
母親学級、両親学級	子育て世代包括支援センター運営事業	健康づくり課
母子栄養教育		
訪問保健指導		
健康診査		
予防接種勧奨	予防接種事業	
安心して出産できる地域医療体制の確立	救急医療体制・地域医療環境整備事業	市立病院
地域医療体制の充実		
子ども急病夜間クリニック	救急医療体制整備事業（子ども急病夜間クリニック）	健康づくり課



基本目標3 安心・安全なくらしの実現

12-4 心と体の健康づくり

性別にかかわらず誰もが、健やかで心豊かに生活できるよう、「そうか みんなで 健康づくり計画（第2次）」と連動を図りながら、健康づくりに関する啓発活動や学習機会の提供等により、市民一人一人の健康づくりを支援します。また、次代を担う青少年を対象とした薬物乱用の防止、喫煙や飲酒による健康被害についての情報提供を進めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女を問わず健康診査・がん検診、女性特有のがん検診の推進	健康増進事業	健康づくり課
健康カレンダーの配布、歯の健康フェアや市主催の各種イベント時ににおける健康コーナーの設置、埼玉県コバトン健康マイレージ*事業の実施等による健康啓発活動の展開	健康づくり啓発事業	
性差に配慮した医療の推進	健康増進事業（がん検診分）	
健康づくりウォーキング大会の開催	スポーツ健康づくり推進事業	スポーツ振興課
青少年を対象とした薬物乱用の有害性の啓発、喫煙や飲酒についての健康被害の情報提供	母子保健事業	健康づくり課

12-5 スポーツ・レクリエーション活動の充実

すべての市民の体力・健康づくりを支援するため、成長や年齢、体力に応じ、日頃からスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
市民の健康づくりを進める、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	スポーツ振興事業	スポーツ振興課
	学校体育施設・地域グラウンド開放事業	
健康づくりを目指すスポーツ・レクリエーション事業の充実	スポーツ振興事業	
女性のためのスポーツ・レクリエーション指導者の育成	スポーツ指導者養成・団体育成事業	

施策13 非常に備えた男女共同参画の推進

13-1 災害対応における男女共同参画の推進

災害対応時等において、男性と女性の個人の尊厳が守られるような男女共同参画の視点を取り入れるため、性差に配慮した体制の整備を図ります。

また、地域の自主防災活動の推進にあたっては、女性や市民団体等、多様な立場の方の参画を促すことで、被災者それぞれの特性に応じた災害対応力の強化に努めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
災害時等における性差に配慮した危機管理体制の整備	危機管理体制整備事業	
地域の自主防災体制における女性や市民団体等参画の推進	自主防災活動等推進事業	危機管理課

13-2 性に基づく暴力を許さないまちづくり

地域全体で、性犯罪や性暴力等、性に基づく暴力を許さない、明るく住みやすいまちづくりを進めるため、「草加市安全安心まちづくり行動計画」に基づき、女性や子どもたちが被害者となるような犯罪の防止に向けて、市民との協力や関係機関との連携を推進します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
女性や子どもに対する犯罪防止の啓発活動		
犯罪を起こしにくい環境づくり 草加警察署との連携強化	生活安全推進事業	くらし安全課
市民、市民団体等との連携による安全安心まちづくりの推進		

市民、事業者、市民団体に期待される取組例

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆配偶者等からの暴力を受けている人に気付いたら、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に通報する。
- ☆暴力から身を守る方法を学ぶ。
- ☆交際相手に過剰な束縛をすることはDVになることを教える。
- ☆困難を抱えた人には、できる範囲で協力する。
- ☆配偶者等からの暴力被害者を支援する活動に協力する。
- ☆自ら健康づくりの意識を持ち、実践する。
- ☆防災訓練等において、炊出しは女性等、役割が性別で固定化しないよう配慮する。
- ☆更衣室等、性差に配慮した避難所運営等を日ごろから地域で考える。

事業者に期待される取組例

- ☆配偶者等からの暴力を発見した時は、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に通報する。
- ☆従業員の健康に配慮し、法の規定を上回る就業環境の整備・充実を図る。
- ☆性差に配慮するとともに、男女が共に取り組む危機管理、防災対策を行う。

基本目標4 計画の推進

基本方針1 推進体制の充実

施策14 男女共同参画プランの進行管理

【成果指標】

成果指標	実績値 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
「草加市男女共同参画プラン」の認知度 (男女共同参画アンケート)	14.6%	20.0%

基本方針1 推進体制の充実

【現状と課題】

本計画を着実に推進するためには、市職員一人一人が男女共同参画社会について正しく理解し、日頃から男女共同参画の視点を持って職務にあたることが重要です。

本市では、毎年度計画の進捗状況を取りまとめるとともに、その結果を男女共同参画審議会で評価しています。また、計画の改訂時期においては、男女共同参画アンケート調査を実施し、市民や事業者、市民団体等の意識や実態を把握し、計画策定に活用しています。

一人一人の多様な生き方を尊重し、性別にかかわらず誰もが家庭、地域、職場等、あらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会は、女性だけでなく、男性や子ども、高年者、障がい者にとっても住みやすい社会です。この実現のためには、広報・啓発、教育・学習、産業、福祉、保健医療、防災・防犯等、幅広い分野から取り組む必要性があります。アンケート調査によれば、男女共同参画を推進するために市が力を入れるべきこととして、子育てや介護支援、広報等でのPR、教育・学習機会の充実が上位に挙げられています。

また、男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者、市民団体等との、協働や連携が欠かせません。

さらに、国や県等の男女共同参画社会形成の取組との連携を図るとともに、国連をはじめ国際的な動向も注視しながら、本市における男女共同参画の取組を着実に推進していく必要があります。特に、我が国は諸外国と比べ、政治や経済分野に課題があることが明らかになっています。

図 20 ジェンダー・ギャップ指数*

世界経渜フォーラムが毎年公表。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位（前回は149か国中110位）。

分野	スコア(順位)	昨年のスコア(順位)
経済	0.598(115位)	0.595(117位)
政治	0.049(144位)	0.081(125位)
教育	0.983 (91位)	0.994(65位)
健康	0.979 (40位)	0.979(41位)

GGI(2020)各分野の比較

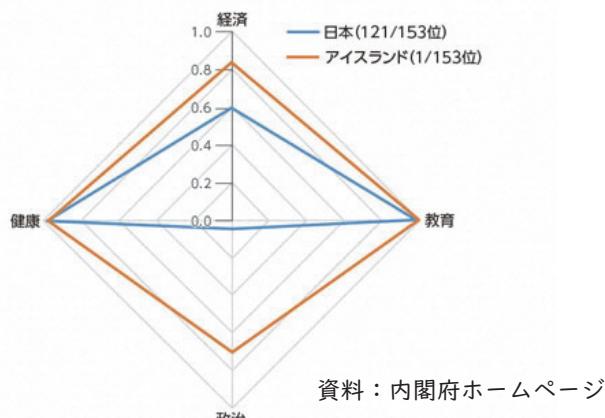
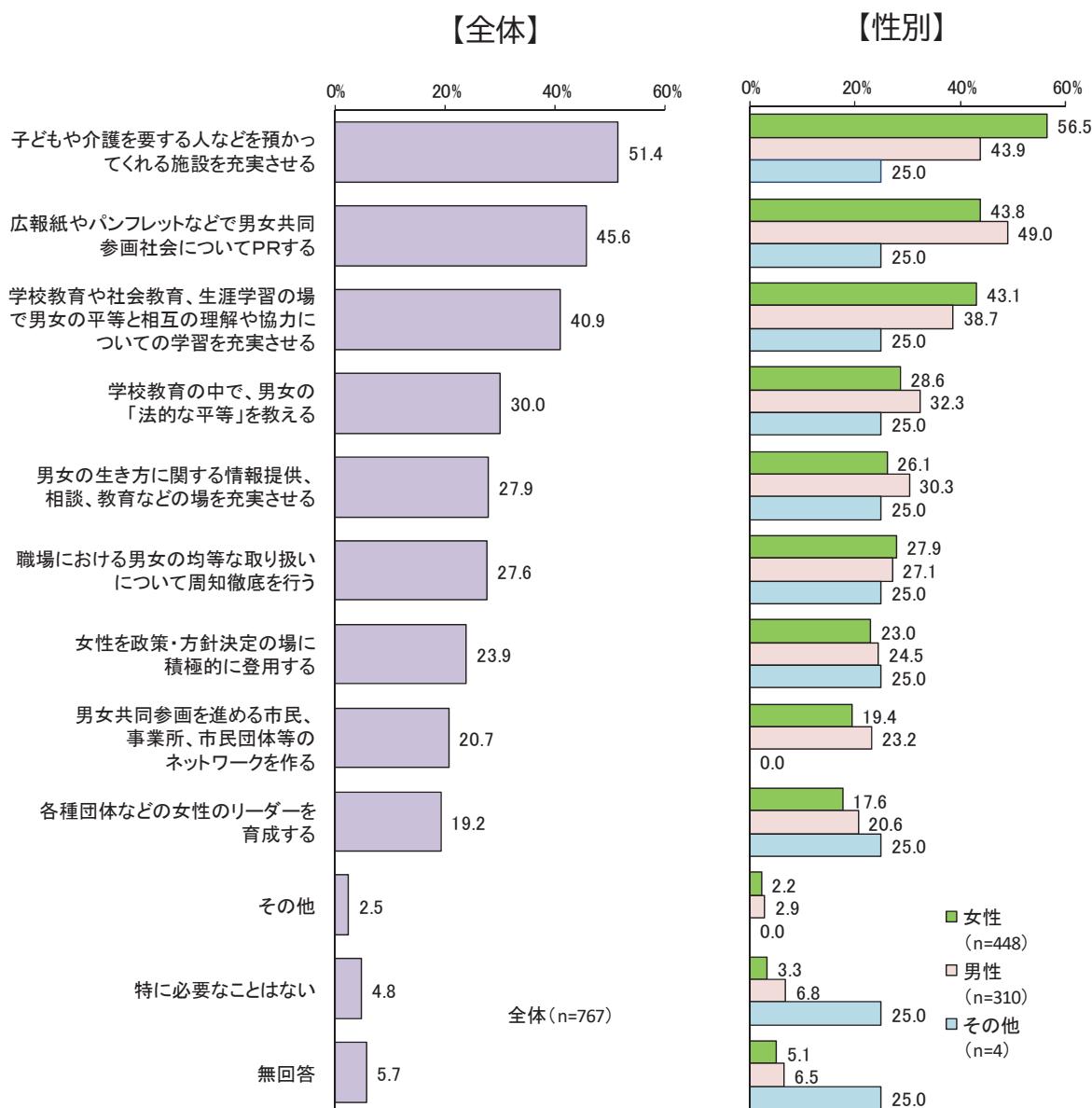


図 21 男女共同参画推進のために草加市が力を入れるべきこと



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査結果報告書」（令和元年度）

施策14 男女共同参画プランの進行管理

14-1 男女共同参画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、本市における男女共同参画関連施策の総合的な調整と推進のための府内組織である男女共同参画行政推進会議の機能を活用するとともに、市職員一人一人が日常業務において男女共同参画社会づくりの意義や必要性を意識して取り組みます。

また、男女共同参画審議会において、幅広い視点で男女共同参画社会づくりについて調査・審議し、本計画の達成を評価しながら、進行管理を進めます。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
男女共同参画行政推進会議の活用	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
男女共同参画審議会意見の施策への反映		
男女共同参画社会づくりに関する職員研修の充実		

14-2 男女共同参画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現を目指して、市民、事業者、市民団体等と協働して計画を総合的に推進します。

また、国や県等の男女共同参画に関する取組と連携するとともに、国連をはじめとした国際的な動向も注視しながら取組を推進します。

具体的取組	対応する個別事業	担当課
市民、事業者、市民団体等との総合的な連携	男女共同参画社会推進・支援事業	人権共生課
国、県等との連携による男女共同参画の推進		
国際的な動向についての情報収集と施策への反映		

資料編

1 「草加市男女共同参画プラン2021」策定の経過

令和元年度（2019年度）	平成31年 (2019年) 4月	○第1回男女共同参画審議会（4／19） 「(仮称)草加市男女共同参画プラン2021」の策定について（諮問）
	令和元年 (2019年) 5月	○男女共同参画行政推進ワーキンググループ会議（5／16） ○男女共同参画行政推進会議（5／28）
	6月	○第2回男女共同参画審議会（6／25）
	8月	○第3回男女共同参画審議会（8／2）
	9月	○男女共同参画アンケート調査の実施（9／17から10／4まで）
	11月	○第4回男女共同参画審議会（11／15）
	令和2年 (2020年) 2月	○第5回男女共同参画審議会（1／31）
令和2年度（2020年度）	5月	○男女共同参画行政推進ワーキンググループ会議（5／20） ○第1回男女共同参画行政推進会議（5／29）
	6月	○第1回男女共同参画審議会（6／23）
	8月	○第2回男女共同参画審議会（8／26）
	10月	○第3回男女共同参画審議会（10／7） ○第2回男女共同参画行政推進会議（10／14）
	11月	○第4回男女共同参画審議会（11／6） 「草加市男女共同参画プラン2021」の策定について（答申）
	令和3年 (2021年) 1月	○パブリック・コメント（1／4～2／2）
	2月	○第5回男女共同参画審議会（2／12）

2 草加市男女共同参画審議会委員名簿

(1) 任期

【第9期】

平成31年(2019年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで
(2年間)

(2) 構成

区分	氏名	所属団体等
関係団体	宮浦 完次	特定非営利活動法人 みんなのまち草の根ネットの会
	長谷川 清治	草加市町会連合会
	榎本 美智子	草加市国際交流協会
	清水 秀逸	草加商工会議所
	鈴木 輝子 (令和2年3月31日まで)	草加市小学校長会
	小崎 賢司 (令和2年5月14日から)	
	星島 由香	獨協大学地域と子どもリーガル サービスセンター
	岡本 喜久子	草加市女性会議
	坂本 百合子	公益社団法人 草加市シルバー 人材センター
知識経験者	大川 俊	獨協大学
	善生 まり子	埼玉県立大学
	加藤 由美子	越谷人権擁護委員協議会草加部会
市民の代表	田村 茂登子	公 募
	田村 暁啓	公 募

3 関連法・条例等

(1) 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例

(平成 16 年 9 月 17 日 条例第 29 号)

すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、法の下に平等であることは、基本的な人権です。わが国においても、男女平等の実現に向けて世界各国と連携しながら様々な取り組みを進めています。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」というような性別により固定された役割分担の意識やそうした意識に基づいた社会的な慣行は依然として強く残っており、個人の生き方の自由な選択を妨げる原因となっています。それに加えて、性別による差別意識を一因とするドメスティック・バイオレンスも繰り返されていますが、これは子どもの健全な成長にも影響を与えるとともに、さらに児童虐待を引き起こすともいわれており、深刻な人権侵害として早急に根絶されなければなりません。

一方、急激な少子高齢化の進展をはじめ、様々な社会状況の変化が急速に生じてきています。こうした変化に対応するためには、家庭、学校、職場、地域など私たちのくらしの中で、すべての人が性別にかかわりなく支えあい、協力していかなければなりません。

そこで草加市では、このような現状を踏まえ、豊かで活力ある社会を目指して、私たち一人一人が性別にとらわれず個性と能力を十分に發揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくため、この条例を制定します。

第Ⅰ章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりについて、基本理念を定め、市民、事業者、市民団体と市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりについて必要なことを定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に進め、すべての人が性別にかかわりなくくらしを支えあう豊かで活力ある社会をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくり　すべての人が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画する機会が確保され、それにより均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をつくることをいいます。
- (2) 市民　男女共同参画社会づくりをするという目的から、市内に住んでいる人と市内に通勤や通学する人をいいます。
- (3) 事業者　市内において営利を目的とする活動を行う個人や法人と市内の公益法人をいいます。
- (4) 市民団体　市内における町会などの地域の自治組織、市民活動団体、特定非営利活動法人をいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンス　配偶

- 者などのパートナーに対し、身体的、心理的、性的な暴力をふるったり、経済的にひどく不自由な状態におくことをいいます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言や行動によって仕事などを行う上で一定の不利益を与えることや、性的な発言や行動によって生活環境を悪化させることをいいます。
- (7) 積極的格差是正措置 性別による格差を是正するため必要な範囲内で、格差があると認められる一方に対し、第1号に定める参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、市民団体、市は、男女共同参画社会づくりを次の基本理念により進めます。

- (1) 性別にかかわらない個人としての人権の尊重
- ア 個人としての尊厳を尊重します。
- イ 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないようにします。
- ウ 個人として能力を発揮する機会を確保します。
- エ ドメスティック・バイオレンスなどの暴力をなくします。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。
- (3) 性別を問わず共同して参画できる機会の確保 事業者と市民団体の方針や市の施策の作成と決定などにおいて、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画す

る機会を確保します。

- (4) 家庭生活と仕事や地域活動などの両立 家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活での活動と仕事や地域活動など社会における活動に、性別にかかわりなく対等に参画できるようにします。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 生涯を通じて人々がそれぞれの性を理解しあい、健康な生活を営む権利を確保します。そのため、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されるようにします。
- (6) 國際的動向との協調 密接な関係がある国際的取り組みと協調して、男女共同参画社会づくりを進めます。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに主体的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、事業活動において従業員が性別を問わず共同して参画することができる体制づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、第3条の基本理念に基づき、構成員が性別を問わず共同して参画することができる環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社

資料編

会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(市の責務)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりを進める施策を主要な施策として位置づけ、総合的に作成し、実行します。

2 市は、市民、事業者、市民団体とともに、男女共同参画社会づくりを進める計画をつくり、実行します。

3 市は、国、他の地方公共団体などと連携し、男女共同参画社会づくりを進める施策を行います。

4 市は、男女共同参画社会づくりについての教育・学習を充実させます。

第2章 市民、事業者、市民団体、市などの取り組み

(社会一般に表示する情報の配慮)

第8条 いかなる人や団体も、性別による固定的な役割分担やドメスティック・バイオレンスなどを助長し、かつ、連想させる表現や行き過ぎた性的な表現を社会一般に表示しないように努めなければなりません。

2 市は、これらの表現が表示されないように広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

(性別などによる権利侵害の禁止と被害者の救済)

第9条 いかなる人も、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントをしてはなりません。

2 いかなる人も、ドメスティック・バイオレンスやそれに関連する児童虐待(以下「ドメスティック・バイオレンスなど」といいます。)をしてはなりません。

3 市民は、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受けている人を見つけたときは、次のところに通報するよう努めます。

(1) ドメスティック・バイオレンス 市、配偶者暴力相談支援センターまたは警察
(2) 児童虐待 市、児童相談所または児童委員

4 事業者と市民団体は、セクシュアル・ハラスメントが起きないよう従業員や構成員などの理解を深め、セクシュアル・ハラスメントによる被害者の救済について適切な体制をつくるよう努めます。

5 市は、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスなどを予防するため、それらについて広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

6 市は、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた人(以下この項と次の項において「被害者」といいます。)を救済するため、次のことを行うよう努めます。

(1) 被害者などの緊急的な保護
(2) 被害者の自立支援
(3) その他被害者の救済に必要なこと。

7 市は、国、他の地方公共団体などと連携して被害者の救済に努めます。

(性別を問わず共同して参画する機会の確保)

第10条 市民は、事業活動や市民団体の活動における方針の作成と決定に、性別を問わず共同して参画するよう努めます。

2 事業者と市民団体は、それぞれの活動における方針の作成と決定に、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画できる機会の確保に努めます。

3 市は、施策の作成と決定に、性別を問わず共同して参画できる機会を確保します。

4 市は、積極的格差是正措置などにより、

審議会などの委員の性別の比率を一方が4割を下回らないように努めます。

(家庭生活と仕事や地域生活などの両立)

第11条 市民は、家庭生活と仕事や地域における活動などを性別にかかわりなく両立できるよう努めます。

2 事業者と市民団体は、従業員や構成員が家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわりなく両立できるような体制づくりに努めます。

3 市は、家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわりなく両立できるような環境づくりをします。

第3章 市の具体的な施策

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うため、男女共同参画社会づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めなければなりません。

2 基本計画は、次のことについて定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくりを進める総合的・長期的な施策についての重要な方針
- (2) 男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うために必要なこと。

3 市長は、基本計画を定めるときや変更するときは、市民、事業者や市民団体と、第29条の草加市男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはなりません。

4 市長は、基本計画を定めたときや変更したときは、すぐに公表しなければなりません。

(施策の作成などにおける配慮)

第13条 市は、施策を作成し、実行すると

きは、第3条の基本理念に基づき男女共同参画社会づくりへの影響を考えて行わなければなりません。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的に作成し、実行するために必要な体制を整えます。

2 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行するため、必要な財政上の措置を行います。

3 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行し、市民、事業者、市民団体による男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援するため、次の事業を総合的に行う拠点となる施設の整備に努めます。

- (1) 男女共同参画社会づくりについて広くお知らせすること。
- (2) 市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援し、人材を育てるここと。
- (3) 男女共同参画社会づくりについての相談

(教育・学習の推進)

第15条 市は、幼児教育と学校教育において、男女共同参画社会づくりについて教育を進めます。

2 市は、生涯学習の場において、男女共同参画社会づくりについて学ぶ機会をつくります。

(普及・啓発)

第16条 市は、市民、事業者、市民団体に男女共同参画社会づくりについての理解を深めてもらうため、広報などにより広くお知らせします。

資料編

(調査・研究)

第 17 条 市は、次のことについて調査と研究をします。

- (1) 男女共同参画社会づくりを進める施策を作成するために必要なこと。
 - (2) 男女共同参画社会づくりを妨げる問題
- 2 市は、これらの調査と研究について、公表します。

(取り組みの支援)

第 18 条 市は、市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援します。

(年次報告)

第 19 条 市長は、毎年度、次のことを明らかにする報告書を作成し、公表しなければなりません。

- (1) 男女共同参画社会づくりの状況
- (2) 男女共同参画社会づくりを進める施策の実行状況

第 4 章 男女共同参画専門委員

(専門委員の設置)

第 20 条 市長は、男女共同参画社会づくりについての苦情を適切かつ迅速に処理するため、草加市男女共同参画専門委員(以下「専門委員」といいます。)を設けます。

(苦情の申し出)

第 21 条 市民、事業者、市民団体は、次の苦情を専門委員に申し出ることができます。

- (1) 市が行う男女共同参画社会づくりについての施策や男女共同参画社会づくりに影響する施策への苦情
- (2) 性別による差別的取り扱いその他男女共同参画社会づくりを妨げる要因によって人権が侵害された場合の苦情

(専門委員)

第 22 条 専門委員は、人格が高潔で、男女共同参画社会づくりについて優れた知識と考えと判断力を有する人のうちから、市長が委嘱します。

2 専門委員は、3 人以内とします。

(専門委員の任期)

第 23 条 専門委員の任期は、2 年とし、再任することができます。ただし、専門委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとします。

(専門委員の解職)

第 24 条 市長は、次の場合には、専門委員を解職するものとします。

- (1) 病気などのため専門委員の職務を続けることが難しいと認められる場合
- (2) 職務上の義務を果たさないなど、専門委員としてふさわしくない行為をしたと認められる場合

(専門委員の職務)

第 25 条 専門委員は、第 21 条の申し出を受けて、職務に必要な範囲内で次のことを行います。

- (1) 関係機関や関係者に対して、説明や資料の提出を求め、調査をすること。
 - (2) 関係機関や関係者に対する勧告、助言、是正の要望など
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、職務の方針や計画などは、話し合いで決めます。

(専門委員の守秘義務)

第 26 条 専門委員は、職務上知ることでできた秘密を他者に漏らしてはなりません。

専門委員でなくなった後も同様です。

(調査の除外事項)

第 27 条 専門委員は、次の申し出について

は調査をしません。

(1) 裁判所などの判決や裁決により確定したことについての申し出

(2) 裁判中や不服申立中のことについての申し出

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 12 条に規定する紛争についての申し出

(4) 議会に請願や陳情をしていることについての申し出

(5) この条例に基づく専門委員の行為についての申し出

(6) その他その性質上専門委員が調査すべきではないと認められる申し出

2 これらの場合には、専門委員は、申し出をした人に対し、申し出について調査をしない理由を付けて文書によりお知らせします。

(身分証明書の提示)

第 28 条 専門委員は、身分証明書を携帯し、

請求があったときはこれを提示しなければなりません。

第 5 章 男女共同参画審議会

(設置)

第 29 条 市長は、男女共同参画社会づくりを進めるため、草加市男女共同参画審議会

(以下「審議会」といいます。)を設けます。

(所掌事務)

第 30 条 審議会は、市長の求めに応じて、

男女共同参画社会づくりについて調査や審

議をします。

2 審議会は、男女共同参画社会づくりを進める施策について、必要に応じ、調査して、市長に意見を述べることができます。

3 審議会は、第 12 条第 1 項の基本計画の達成状況について定期的に評価して、公表します。

(組織)

第 31 条 審議会は、次の人のうちから市長が委嘱する 13 人以内の委員で組織します。

(1) 男女共同参画社会づくりに関する団体の代表者

(2) 男女共同参画社会づくりについて知識や経験が豊富な人

(3) 市民の代表者

(任期)

第 32 条 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任することができます。ただし、審議会の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとします。

(会長・副会長)

第 33 条 審議会に会長と副会長を 1 人ずつ置きます。

2 会長と副会長は、委員が話し合いで決めます。

3 会長は、審議会を代表し、審議会を取りまとめます。

4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、会長に代わってその職務を行います。

(会議)

第 34 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなけれ

資料編

ば開くことができません。

3 審議会の話し合いは、出席した委員の過半数で決め、意見が同数のときは、議長が決定します。

(関係者の出席)

第35条 審議会は、調査や審議に必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明や意見を聞くことができます。

(委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会の意見を聴いて定めます。

第6章 補則

(報告の徵収)

第37条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と市民団体に対し、男女共同参画社会づくりへの取り組み状況について報告を求めるることができます。

(見直し)

第38条 この条例は、施行の日から5年ごとに見直しを行います。

2 この条例を見直すときには、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(委任)

第39条 その他この条例の施行について必要なことは、市長が規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行します。

(草加市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 草加市男女共同参画審議会条例(平成13年条例第25号)は、廃止します。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に作成されている「草加市男女共同参画プラン2001」は、第12条第1項の基本計画とします。

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定により廃止される草加市男女共同参画審議会条例(以下「旧条例」といいます。)の規定により委嘱された委員は、第31条の規定により委嘱された委員とみなします。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とします。

(2) 草加市みんなでまちづくり自治基本条例

(平成16年6月18日 条例第23号)

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) **市民** 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) **市民自治** 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え方行動することをいいます。
- (3) **参画** 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- (4) **まちづくり** 前文に掲げた理念に基づ

き、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。

- (5) **パートナーシップ** 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第2章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) **主体性** 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) **対等性** 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) **協調性** 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) **柔軟性** 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) **公開性** まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) **普遍性** 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。

資料編

(7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。
- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやりの精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
 - 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
 - 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。
- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
 - 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

- 第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。
- 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
 - 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章 市長と市の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

- 第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
- 2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
 - 3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。
 - 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
 - 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

(平23条例20・一部改正)

第6章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。

3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報の保護)

第14条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができます、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第20条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第21条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第22条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることが

資料編

できます。

第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
 - (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
 - (3) この条例の運用の監視
 - (4) この条例の調査・研究
 - (5) その他この条例に基づくまちづくり
- 2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めるることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章 条例の検証

(条例の検証)

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後5年以内ごと

に検証します。

第Ⅺ章 委任

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則

(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

(3) 草加市人権尊重都市宣言

(令和2年6月18日制定)

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。

この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

Ⅰ. 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。

Ⅱ. 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

(4) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっ

資料編

ては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める

男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を

資料編

講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議

員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するためには必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置

法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかるわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

資料編

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(I)から(10)まで 略

(II) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日 法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等

を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ

の条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促

進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって

負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

資料編

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者

から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事

項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話を

かけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌惡の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配

資料編

配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、

次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認められるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、

- これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送达又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に對しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

- 第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認

めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、

資料編

被害者的心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲

げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を
-------	-----	---------------------------------------

		いう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載の

ある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則【抄】

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則【平成16年法律第64号】

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律

資料編

による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
- (2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日
- (3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定（同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号)

第Ⅰ章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し

て、その個性と能力が十分に發揮できるようすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、そ

の雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次

に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者

の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主

が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの

（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2

項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなけ

ればならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整

理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるとときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公

共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、

第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者

- は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(7) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日 法律第 28 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として國又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

るものとする。

- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団

体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるとき

は、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 用語解説

ア行	
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択され、令和12年(2030年)までに、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴールと169のターゲットから構成されている。
M字カーブ	日本において女性の年齢階級別の労働力率をグラフ化した際に表れるアルファベットのMの形に似た曲線のこと。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象を示す。近年は女性の労働力率が底上げされ、M字カーブの底が浅く、勾配も緩やかになりつつある。
LGBT	女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、身体的性別と性自認が一致しない人（Transgender）等、心と体の性が一致しない人の頭文字をとった性的少数者を表す言葉の一つ。性自認や性的指向が定まっていない人（Questioning）を加えた「LGBTQ」という呼び方もある。
エンパワーメント	本来持っている潜在能力を引き出し、力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって生きる力を身につけ、状況を変えていくこうとする考え方のこと。
力行	
キャリア	経験を通して、能力を蓄積していく過程の概念。働くことにつかわる過程や生き方そのものを指す。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況を指す。
サ行	
埼玉県コバトン健 康マイレージ	専用の歩数計やスマートフォンアプリを使ってウォーキングを続けることで、楽しみながら健康づくりを進めることができる埼玉県のサービス。歩数に応じてポイントが貯まり、ポイントに応じた賞品が抽選で当たる。

ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年発表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命等から算出される、各国の男女格差を測る国際的指標の一つ。(ジェンダーとは「男らしさ」「女らしさ」や性別役割分担意識等に見られる、社会的・文化的に形成された性別に対する考え方。)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	昭和 54 年(1979 年)の国連総会で採択された条約で、日本は昭和 60 年(1985 年)に批准した。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。政治的、経済的、社会的、その他あらゆる分野における女性差別の撤廃と、性別役割分業に基づく差別的慣習、慣行を廃止するための措置をとることが規定されている。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	働く場面において活躍したいと希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる環境を整備することを目的に、平成 27 年(2015 年)に制定された。同法では、国・地方公共団体及び従業員数が 301 人以上(令和元年(2019 年)6 月公布の改正法施行後は 101 名以上)の事業主に女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表、行動計画の策定を義務付けている。
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患 (COVID-19) のこと。令和 2 年(2020 年)1 月には世界保健機関 (WHO) が国際的な緊急事態を宣言。令和 3 年(2021 年)現在も世界で感染拡大が続き多くの死者を出している。
スキルアップ	経験や学習を通じて自分の持つ能力・技能・資格を向上させること。
ストーカー	恋愛感情やそれが満たされなかっことに対する恨み等の感情を充足する目的で、特定の者または家族等に対して、つきまとい行為等を繰り返して行う人のこと。平成 12 年(2000 年)に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」では、つきまといや交際の強要等 8 つの行為を「つきまとい等」と示し、「ストーカー行為」については、同一の者に対してこれを繰り返すことと定義しており、その行為に対する警告や禁止命令等の措置や被害者の援助について定めている。
性自認	自分自身が認識する性別を表す言葉。「心の性」ともいう。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両性に向かう両性愛を指す。

資料編

性的少数者	多様な性のうち「出生時に判定された性（身体的性別）と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人たちのことを示す総称。セクシュアルマイノリティ、性的マイノリティともいう。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反する性質の言動によって、不快や不安な状態に追い込むことで、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさを広める、多くの人の目がふれる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々なものが含まれる。
タ行	
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。
男女雇用機会均等法（雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和60年(1985年)に成立した。性別を理由にした差別の禁止、職場のセクシュアル・ハラスメント防止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、ポジティブ・アクションの促進等が定められており、令和2年(2020年)の改正では、職場のパワー・ハラスメント防止措置が義務づけられた（中小事業主は令和4年(2022年)4月1日から義務化）ほか、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止指針についても改正がなされた。
地域包括支援センター	高年者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高年者の生活を総合的に支える拠点。保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員がチームを組み高年者の介護・保健・医療・福祉等の相談・支援を行う。また、介護保険制度で要支援認定をされた人等のケアプランや介護予防プログラムの作成、高年者虐待への対応、成年後見等の権利擁護に関する相談等にも対応する。
デートDV	交際中のカップルの間に起こる暴力のこと。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人等の親密な関係にある相手から加えられる暴力のこと。身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力が含まれる。

ナ行	
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがあたり前（ノーマル）であるという考え方。
ハ行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。平成25年(2013年)の改正では、法律婚または事実婚の配偶者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となり、令和元年(2019)年の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所との相互連携や協力が明文化された。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、都道府県に設置が義務づけられているDV被害者救済のための拠点施設（市町村は努力義務）。センターでは、①相談、②医学的・心理的な指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助について、業務を行う。
ハラスメント	職場や学校等の継続的な人間関係において、相手に精神的苦痛を与えること、望まない行為の強制や嫌がらせをすること。
パワー・ハラスメント	職権等の権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えること。
ファミリー・サポート・センター	子どもを預けたり、預かったりの住民参加によるボランティア的な相互援助活動を行う会員組織。センターでは、会員等の募集や援助活動の調整、会員の交流会、講習会の開催に関する業務を行っている。
マ行	
メディア・リテラシー	テレビや新聞、インターネット等、様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力。また、メディアを適切に選択し発信する能力。
モラル・ハラスメント	言葉や態度等によって行われる精神的な暴力、嫌がらせのこと。社会的立場等の優位がある関係性によらず、夫婦や同僚間等の身近な人から行われることが多い。

資料編

ラ行	
ライフスタイル	衣食住のあり方だけでなく、生活の様式や個人の生き方全般。
ライフステージ	人生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活史上の各段階（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等）のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	平成6年(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、全ての人々は、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活を営み、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかを決める自由と権利を持つという考え方。
レファレンスサービス	図書館の資料を用いて、調べたいことや探している資料等について、必要な資料・情報を案内するサービス。
労働力率	15歳以上の人⼝に占める労働⼒⼈⼝の割合。労働⼒⼈⼝とは、何らかの仕事に就いている人（休業中の人も含む）と仕事はしていないが求職中で、働くとしている人の合計をいう。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが、仕事と家庭生活、地域活動、余暇、自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスを実現できる状態のこと。

草加市男女共同参画プラン2021

令和3年（2021年）3月

発行 草加市

編集 総合政策部 人権共生課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

電話 048-922-0151（代表）

